

平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

3

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

国民健康保険の限度額適用認定証に係る認定要件の明確化

提案団体

川口市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

限度額適用認定証の認定要件である国民健康保険法施行規則(以下「施行規則」)第27条の14の2第1項第3号の条文中の「保険料」について、条文の改正又は国からの通知により、延滞金を含むか否かを明確にする。

具体的な支障事例

国民健康保険の高額療養費の支給に係る保険者の認定については、施行規則第27条の14の2第1項及び第2項に基づき認定し、同条第3項に基づき限度額適用認定証の交付を行っている。
このうち、認定要件たる施行規則第27条の14の2第1項第3号について、条文中に示される「保険料」に、運用上、滞納に係る延滞金を含むと解する市町村と含まないと解する市町村がある。
本市においては、「保険料」には延滞金は含まないものとして取り扱っているが、そのような取扱いに対しては、保険料は滞納していないものの延滞金を滞納している者に対して限度額適用認定証を交付することになるため、滞納整理の見地から「保険料」には延滞金を含むと解すべきであるとの意見もある。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

平成30年度からの国民健康保険制度の広域化に当たり、事務処理の標準化を推進するものとされている。施行規則の条文の改正又は国からの通知により認定要件を明確にすることで、同一制度における市町村間の整合性を担保し、対象となる市民の混乱を防止することができる。

根拠法令等

国民健康保険法施行規則
第27条の14の2第1項第3号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

寒川町、多治見市、鳥取県、高松市、熊本市、宮崎市

○左記の通り当町においても、延滞金を含まない取扱いとしているが、明確な判断基準がほしい。

各府省からの第1次回答

国民健康保険の高額療養費の支給に係る保険者の認定については、国民健康保険法施行規則第27条の14の2第1項及び第2項に基づき認定し、認定を行った被保険者に対して同条第3項に基づき限度額適用認定

証の交付を行っているところである。

限度額適用認定証の交付申請にあたっては、国民健康保険法施行規則第27条の14の2第1項第3号に基づき「保険料を滞納していない旨」を届け出ることとしているところである。

地方自治法第231条の3第3項に基づき条例で定められる「延滞金」については、国民健康保険法第76条に定める「保険料」の滞納に伴い生じるものであるが、国民健康保険法施行規則第27条の14の2第1項第3号においては、要件を「保険料」に限定しており、「延滞金」の滞納をもって限度額適用認定証の交付を行わないことが適切ではないことは明らかであるため、条文の改正や通知の発出は要さないものとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

限度額適用認定証について滞納者に対し交付制限が設けられていることの趣旨が、国民健康保険は保険の仕組みを基本とした相互扶助によって成り立つ制度であるという基本理念を損なう可能性の防止を考慮したものであるなら、滞納者が延滞金のペナルティとしての役割を軽視することがないよう、交付制限の要件として延滞金を含めるとする解釈があつたとしても、全くの的外れであるとは言えないのではないかと考える。

実際に本市周辺だけでも、複数の自治体で延滞金も含めて完納した者に限度額適用認定証の交付を行っており、全国では相当数の自治体がこのような解釈をした運用をしているものと考えられる。

当該交付要件が、条文上、限定的に表現されているにもかかわらず、各自治体の運用に相違が生じていることは、条文の文言による形式的な読み取りだけでは、条文制定の元となった制度の趣旨を解釈しきれない状況となっていることを明示するものである。

国保広域化に係る事務処理の標準化が推奨される現状において、条文上明らかであるはずの同一制度の運用に違いがあるまま放置することは、対象となる市民を混乱させることになる。

このため、市町村間の相違を是正し整合性を担保するため、少なくとも通知を発出し、全国の自治体に対し当該制度の趣旨を含めた周知が必要であるとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

所管省からの回答は、国民健康保険の限度額適用認定証の交付に必要な「保険料」の納付について延滞金を含まないことは現行制度上明らかであるとしているが、施行規則の条項のみでは「保険料」が延滞金を含むか否かについて各自治体の判断が分かれていることから、延滞金の取り扱いについて根拠を明確化したうえで各自治体に対して十分な周知を行うことが必要である。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

第1次回答を踏まえた見解から、いただいた御提案は、制度に対する疑義の解消よりも、現状、限度額適用認定証の交付にあたり、都道府県内の市町村間にある相違を是正し、事務処理の標準化を推進することを重視しているものであると認識したところ。

第1次回答においては、平成30年度以降は、国保の制度改革により、都道府県内の事務の標準化については、都道府県が定める国保運営方針において整理されることとされている事項であり、各都道府県と市町村との間で議論が進められていることから、法令上の解釈を述べるにとどめたところであるが、事務の標準化を推進する観点から、取扱いについて周知することは可能である。（周知方法等については検討が必要。）

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(19)国民健康保険法(昭33法192)

高額療養費に係る限度額適用の認定要件については、「保険料」(施行規則27条の14の2第1項3号)に延滞金は含まれないことを、地方公共団体に2018年度中に周知する。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

7

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

へき地における薬局の管理薬剤師の兼務許可要件の緩和について

提案団体

萩市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第3項で規定する薬局の管理薬剤師の兼務許可について、薬局の所在地がへき地等の薬剤師の確保が困難な地域である場合には、都道府県知事が柔軟に兼務を許可できるよう要件を緩和していただきたい。

具体的な支障事例

本市の中山間地域では、民間の医療機関が閉院し、一時的に無医地区となったが、市内医療機関の協力により、国保診療所を開設し、週2日診療を行っている。また、本市出身の経営者が地域の医療事情を憂い、診療所の近隣に薬局を設置し、診療所の診療日にあわせて週2日開局しているが、採算性の問題から薬局の継続が困難な状況にある。そこで、当該薬局の管理薬剤師が開局日以外に他の薬局でも勤務できるよう、県に管理薬剤師の兼業許可を相談し、県から厚生労働省へ照会したが、昭和36年通知に基づき、「公益性のある学校薬剤師としての業務等、極めて例外的に認められるものであり、兼務の許可はできない」との回答だった。なお、医師が自ら調剤することが法律上認められているが、医薬品の種類や効能は多様化、複雑化しており、専門家たる薬剤師が薬局において調剤することが望ましいと考えている。
へき地においては薬剤師の確保が困難であるため、地域の暮らしに必要な薬局を維持することができなくなっており、薬局存続のため、住民による署名活動も行われている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

へき地における管理薬剤師の兼務許可要件の緩和により、地域の暮らしに必要な薬局の維持が期待できる。

根拠法令等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の第7条第3項、「薬事法の施行について」(昭和36年2月8日厚生省薬務局長)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

山口市、徳島県、高知県

○本市も域内に準無医地区を抱えており、医師及び薬剤師の確保には苦慮しています。このため、薬剤師配置の要件緩和は、必要と考えます。
○本市では、医療機関への業務委託により、2箇所のへき地診療所を週1日ずつ開設しており、うち1か所が院外処方となっている。

過疎地域では、診療所や薬局の運営、また、医師や看護師、薬剤師等の医療従事者の確保がすでに難しい状況となっているが、今後も高齢化が進むため、地域での医療体制を確保し、地域包括ケアシステムを構築していくことが求められている。

過疎地域における限られた医療資源(人材等)の有効かつ効率的な活用を進めるため、開設日を限定される診療所においては、「管理薬剤の兼業」を例外として許可いただくなど、過疎地域の実情に合わせた弾力的な運用を提案したい。

○本県では無薬局の町村が5町村、薬局数1の町村が3町村(県下34市町村中)あるなど、薬局、また薬剤師の地域偏在が課題となっている。

また、「患者のための薬局ビジョン」においては2025年までに全ての薬局がかかりつけ薬剤師・薬局としての機能を果たすことが求められているが、本県では薬局や薬剤師の地域偏在に加え、一人薬剤師の薬局も多く、24時間対応や在宅対応等が困難であるという意見もあり、地域の薬局が地域で連携し、地域全体でかかりつけ薬剤師・薬局機能を発揮する仕組みづくりが必要となっている。

このようなことから、薬局が地域においてかかりつけ薬局機能を発揮し、地域医療を維持していくためにも、都道府県知事が柔軟に管理薬剤師の兼務を許可できるよう、許可要件の緩和が必要と考える。

○本県においても薬剤師の確保に苦慮している中山間地域がある。

高齢者のポリファーマシー等の課題に対応するためにも、地域の医療を支える一員として、薬剤師の役割は大きいことから、へき地における管理薬剤師の兼務許可要件の緩和により、地域に必要な薬局の維持や薬剤師の確保が期待できる。

各府省からの第1次回答

薬局の管理者は、薬局を実地に管理する必要があるが、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第3項の規定により、原則として、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事することが禁止されているが、同項のただし書きにより、その薬局の所在地の都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)の許可を受けた場合には、例外的に薬局の管理者が兼務することが認められる。この許可の取扱いについては、昭和36年2月8日付け薬発第44号厚生省薬務局長通知(以下「通知」という。)において、「非常勤の学校薬剤師を兼ねる場合等であって薬局の管理者としての義務を遂行するに当たって支障を生ずることがないと認められるとき」とされており、兼務することが認められる場合は限定されている。

少子高齢化が進行する中、へき地において、必要な水準を確保しつつ、必要な医療サービスを提供することは重要であると考えている。

薬局や薬剤師の在り方については、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会(以下「制度部会」という。)において議論を進めているところであり、この論点についても、実態を踏まえつつ、制度部会の中で検討し、その結果を踏まえて所要の措置を講じていきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

へき地においては高齢化が急速に進行し、追加共同提案団体のように本件提案と同様の支障事例を抱える自治体も多い。全国的に見ると薬局数及び薬剤師数は増加傾向にあるものの、へき地では薬剤師の人材確保が極めて困難であり、現在、地域のために頑張っている薬局の存続や新規開局は困難な状況にある。

2025年を目途に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができることを目的として、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しているが、地方、特にへき地では時間的猶予がないため、本件提案に対して、できる限り早急に結論を出していただきたい。また、厚生労働省において、今後検討をされるに当たっては、具体的なスケジュールや検討状況等を随時情報開示され、平成30年中に結論を出していただきたい。

なお、検討を踏まえ、提案を実現する方法として法改正など所要の措置に時間を要するようであれば、暫定措置として平成23年のかがわ医療福祉総合特区で認められたように「個別の事案を勘案し、薬局の管理者としての義務を遂行するに当たって支障を生ずるおそれがないと認められるときは、へき地薬局の管理者がその他の薬局で薬事に関する実務に従事することを都道府県知事が許可できる(現行法制度で対応可能)」旨の通知を发出される等により、当該薬局が撤退する前に一刻も早く対応していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 管理薬剤師の兼務許可については、地方公共団体における管理薬剤師の兼務許可の実態を踏まえ、兼務許可要件を明確化するため、通知を見直すべきではないか。

各府省からの第2次回答

前回の回答でもお答えしたとおり、薬局や薬剤師の在り方については、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会において年内を目途に意見のとりまとめを行うべく、議論を進めているところであり、この論点についても、実態を踏まえつつ、本部会の中で検討し、その結果を踏まえて所要の措置を講じていきたい。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(20) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭35法145）

へき地における薬局の管理者の兼務要件については、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会での薬局・薬剤師の在り方に関する議論を踏まえて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

8

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加

提案団体

広島市、広島県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

マイナンバーによる情報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続において、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を収集可能としていただきたい。

具体的な支障事例

生活保護の決定・実施等の事務手続において、現行のマイナンバー制度では、例えば雇用保険法による失業等給付の支給に関する情報は入手できるものとされているが、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報は入手できるものとされていない。

こうした中、本市では平成 29 年度中において、労働者災害補償保険法に係る休業補償給付等を受給しているにもかかわらず、これを福祉事務所に届け出ず、生活保護を不正受給した事案が 2 件発生しており、こうした給付金の受給状況を効率的に把握する必要性が生じている。

このため、マイナンバーによる情報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続において、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を収集可能としていただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

休業補償給付等の受給が疑われる場合において、生活保護法第 29 条に基づく個別の文書照会を実施する必要がなくなり、また、速やかに回答を得ることができるようになるため、生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務が効率的に行えるようになる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 7 号、別表第二の 26
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 19 条
生活保護法第 29 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、所沢市、千葉市、大和市、新潟市、福井市、岐阜市、多治見市、浜松市、京都市、堺市、八尾市、神戸市、岡山市、高知県、熊本市、宮崎市

○労働者災害補償保険法による休業補償給付等の受給は申告がないと発見することが難しく、受給が疑わしい場合は生活保護法第 29 条に基づく個別の文書照会を実施するが、不正受給を発見されないまま徴収を免れて

いる受給者がいる可能性がある。

○休業補償給付等の受給の有無については、生活保護法第 29 条に基づく調査によって保護の実施機関が把握することは可能であるが、生活保護受給者からの収入申告がなければ不正受給につながる可能性が高く、迅速かつ正確に生活保護受給者の収入を把握するためには、マイナンバーによる情報連携により、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報が収集可能となる必要がある。

○休業補償給付等の支給状況が的確に把握できないと、不正受給となる事例が懸念されるため。

○平成 29 年度中に労災に係る不正受給案件が 1 件発生した福祉事務所があった。

世帯からの申告が無かったが、職場で怪我をしたとの聴取内容から法 29 条に基づき地元労働基準監督署に文書照会し、不正受給が発覚したもの。

照会内容についての回答は得られたものの地元監督署限りでは回答できず、回答までに 2 週間程度を要した。

○休業補償給付等の受給の可能性がある場合において、生活保護法第 29 条に基づく個別の文書照会では、文書照会の作成事務が負担となるほか、回答までに相当な時間を要するため、保護費の遡及変更が生じる可能性がある。

その点、マイナンバーによる情報連携が可能となれば、照会事務の負担が軽減し、即日支給情報が収集できることで、保護費の遡及変更の可能性は減少する。

ただし、マイナンバーによる情報連携の全体的なことではあるが、情報提供エラーの発生や提供情報に不備があるなどを避け、情報連携による正確な情報提供の担保が必要である。

○本市においても、生活保護法第 29 条に基づく個別の文書照会により受給状況を把握しているため、マイナンバーによる情報連携により、事務の効率化につながる考える。

○本市においても、平成 26 年度以降、休業補償給付が 3 件発生した。不正受給にまでは発展しなかったが、被保護者が申告をせず、不正に休業補償給付を受給するケースの発生が考えられ、その際には、関係機関へ照会して状況を把握する必要がある。

現行の制度では、紙媒体での照会しかできないため、調査に時間を要する。情報連携を活用することにより、速やかに状況を把握し、効率的な調査が可能になると考えられる。

○提案団体記載のとおり、本市においても休業補償給付等の受給が疑われる場合において、生活保護法第 29 条に基づく個別の文書照会を実施する必要がなくなり、速やかに回答を得ることができるようになるため、生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務が効率的に行えるようになれば、不正受給の防止に効果があると考えます。

各府省からの第 1 次回答

【内閣府、総務省】

まず、厚生労働省において、生活保護の決定・実施等に関する事務における労働者災害補償関係情報のマイナンバーによる情報連携の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要があり、その上で必要があれば、情報連携に向けた所要の対応を検討する。

【厚生労働省】

現在、休業補償給付等の請求時には申請者からマイナンバーの提供を求めているところである。本連携を実施するに当たっては、以下の課題があるため、実施の可否も含め、慎重に検討する必要がある。

- ・申請者に対して、一時的に受給する短期給付(休業補償給付等)についてもマイナンバーの提供を求め、本人確認書類の郵送等が必要になる一方で、それにより省略できる労災保険の請求手続に係る添付書類はなく、国民の利便性向上の効果は低いこと。

- ・また、申請様式の改正に伴うシステム改修費用(システムの構築や帳票の改正費用等)等のコストを要すること。

- ・一方で、生活保護法に基づく支払証明の照会件数(労災保険の短期給付を含む照会に限る)は年間 84 件(平成 29 年度)と少なく、十分な費用対効果が見込まれない懸念があること。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

マイナンバー制度の目的は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律では、①行政の効率化、②国民の利便性の向上、③公平・公正な社会の実現とされているところである。

本市の提案が実現されることにより、休業補償給付をはじめとする各種労災給付の受給情報の照会及び照会に要する時間が大幅に削減され行政の効率化が実現されること、また、受給情報を収集可能とすることで生活保護の不正受給の早期発見が可能となり、公平・公正な社会の実現に寄与することから、マイナンバー制度の意義に適った内容であると考えている。

なお、受給手続において省略できる添付書類がないという点においては、雇用保険の失業給付に係る手続も

同様である。

本市の提案における「休業補償給付等」とは、休業補償給付をはじめ、療養補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、傷病補償年金、介護補償給付など、全ての労災給付を意図したものであるが、これらの給付に関する労働基準監督署への照会件数は、本市だけでも年間29件(平成29年度)ある。本市の生活保護受給世帯が全国に占める割合が1.16%(平成29年度)であることを踏まえると、労働基準監督署への照会件数は全国で約2,500件程度あると推計される。これに対し、1次回答にある84件は本省が受け付けた短期給付に関する照会に限られたものと承知している。

また、現在、労働基準監督署等への照会は時間を要するため、生活状況の聞き取りなどを行い不正受給のおそれを把握した場合に限って行っていることから、不正受給を見逃がす可能性も高くなっている。

こうした状況を踏まえ、不正受給の早期発見を含む適正な生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務を効率的に行えるようにするため、実現に向け前向きに検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【千葉市】

○ マイナンバーのメリットは、①行政事務を効率化し、人や財源を行政サービスの向上のために振り向けられること、②所得をこれまでより正確に把握するとともに、きめ細やかな社会保障制度を設計し、公平・公正な社会を実現すること等、であるとされている。

特に、②の意義を踏まえ、費用対効果のみを理由とし不正受給防止対策を疎かにすることなく、適正な生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務を効率的に行えるようにするため、実現に向け前向きに検討していただきたい。

○ また、休業補償給付については、受給資格のある期間中は期間の上限なく受給することができる制度であるため、正確な受給額の把握ができないことによる、適正額な生活保護費の支給が困難であり、生活保護制度への信頼を失墜させるものであると考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めるべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

【生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加】

○ 内閣府(番号制度担当室)及び厚生労働省において、

・ 提案団体が生活保護の不正受給防止のために、生活保護申請時に、労働者災害補償保険法に規定する全ての労災保険給付に関する情報とのマイナンバーによる情報連携を求めていることを踏まえ、①年金併給調整のため、既にマイナンバーによる情報連携の対象となっている、労働者災害補償保険法による障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金のシステムに、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労働者災害補償保険法に規定する労災保険給付に関する情報を追加する場合に要する費用の推計と、②生活保護受給者と、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労災保険給付者との重複者から導き出される効果の推計とを比較するなどし、休業補償給付等をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。

・ 生活保護申請手続時において、休業補償給付等をはじめとする労災保険給付に関する情報の確認に要する期間を短縮する方策を検討すべきではないか。

【指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加】

○ 内閣府(番号制度担当室)及び厚生労働省において、

・ 指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理で、マイナンバーによる情報連携を行っている健康保険事業の保険者を対象として、①高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とする場合に要する費用の推計と、②マイナンバーによる情報連携を行っている保険者が保有する、特定医療費の給付者数から導き出される本提案の効果の推計とを比較するなどし、高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。

・ 提案団体が示す支障事例を踏まえ、事務フローの見直しを図るべきではないか。

各府省からの第2次回答

【内閣府、総務省】

厚生労働省における今後の検討の結果、必要があれば、所要の対応を検討する。

【厚生労働省】

生活保護法第29条に基づく労災保険給付に係る調査については、厚生労働省社会・援護局より民生主管部(局)長宛て通知において照会先等を示しており、所轄労働基準監督署ではなく、効率的に処理するために厚生労働省労働基準局へ照会していただくよう通知しているところである。

この照会状況は、平成29年度において、年間257件(※1)であり、そのうち、実際に労災保険給付を支給していたのは99件(※2)であった。この99件が、労災保険給付の受給件数等(休業(補償)給付:約57万件、年金受給者数:約21万人)と生活保護受給者数(約215万人)に占める割合はそれぞれ、休業(補償)給付等件数の約0.009%、年金等受給者の約0.02%、生活保護受給者の約0.005%と極めて低いものである。そのため、全数を照会対象としてシステムを構築することは効率的でないと考えられる。

また、休業(補償)給付の労災請求に当たり、申請者からマイナンバーの提供を求めているところであり、新たにマイナンバーの提供を求めることになれば、国民負担やその管理に要する行政負担が増加するものである。さらに、本連携を実施するに当たっては、数億円規模のシステム改修費用に加えて、運用に係る事務費等を要するものであることから、十分な費用対効果は見込まれないものとする。以上により、マイナンバーによる本情報連携の実現は困難である。

ご提案の不正受給防止対策を円滑に実施することは重要であり、生活保護法第29条に基づく各福祉事務所等から厚生労働省労働基準局への書面による調査について、現行通知よりも迅速かつ効率的に行うことができる方策を、関係部局で検討し、実施してまいりたい。

(※1) 休業(補償)給付等:84件、年金等:173件

(※2) 休業(補償)給付等:54件、年金等:45件

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(16)生活保護法(昭25法144)

(iv)保護の実施機関が行う要保護者等に係る調査(29条)のうち、労働者災害補償保険法(昭22法50)7条1項に基づく保険給付の調査については、調査の照会先が厚生労働省労働基準局であることの周知徹底を図るとともに、同局に照会する際の様式を統一するなど、迅速かつ適正に生活保護費が決定されるよう、地方公共団体に2018年度中に通知するとともに、全国会議を通じて周知する。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

14

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

火葬場の経営主体について、墓地、埋葬等に関する法律(墓理法)の通知の明確化もしくは見直し

提案団体

富山市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

火葬場の設置・運営について、現行の通知では火葬場の経営主体は地方公共団体や宗教法人、公益法人等に限られるとし、民間事業者が経営主体となることを事実上制限している。
一方近年は PFI 手法等により民間事業者が火葬場の経営に参加する事例が見られる。
この通知自体が古いものであり、かつ民間事業者の参入を閉ざしているような通知となっていることから、火葬場の経営許可にかかる民間事業者の参入について、時勢に合わせた通知の明確化、もしくは見直しを求める。

具体的な支障事例

火葬場は市民生活に不可欠な施設であり、墓理法の通知の趣旨(永続性と非営利性の確保)等から自治体の設置・運営がほとんどである。そして、その設置・運営には多大な経費が必要であることから、自治体の財政負担が大きい。
近い将来高い確率で予想されている大規模地震が発生すると、多くの犠牲者が発生し、火葬場も被災すれば稼働不能に陥ることになる。その時には広域的な火葬で対応することとなるが、受け入れる側にも限度があり、上回る分については何らかの対応が必要になる。
その対応としては、能力に余裕を持たせて火葬場を整備することも考えられるが、国の支援(補助)制度もないことから自治体の思うところとはならず、更に、多様に運営することができる民間事業者に、火葬の協力を求めるにも通知が支障となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

民間事業者が多様に運営できる環境を提供することで、大規模地震等の災害時には柔軟な対応ができることから、被災者へは迅速な支援を行うことができ、また、国・地方自治体にとっても効率的な行政を行うこととなる。
なお、民間事業者の多様な運営として、例えば火葬待ちの生じている都心部から遺体を搬送し地方で火葬する事業が成り立てば、都心部の火葬待ちの解決と地方での利益還元が期待できる。

根拠法令等

・墓地、埋葬等に関する法律
・墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取り扱いについて(昭和 43 年 4 月 5 日環衛第 8058 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

三条市

○火葬場の設置・運営については、法の趣旨から自治体が行っている。特に施設の管理運営については、民間に委託や指定管理者制度を導入しており多大な経費が必要となる。当市においても指定管理者制度を導入しているが、財政負担が大きいため民間事業者の参入について、通知の見直し等を求める。

各府省からの第1次回答

墓地、埋葬等に関する法律においては、火葬は火葬場以外の場所で行ってはならないとされていること、日本における火葬率は99%であることなどを踏まえれば、我が国においては、火葬場は国民が一生のうちでほぼ必ず利用する施設であり、また、国民の宗教的感情に密接に関連するものであることから、このような火葬場を経営する事業は、高度の公益性を有しているといえる。

このため、誰もが火葬場を利用できるよう、その管理、運営が営利目的のためにゆがめられるなどして利用者の保護の観点から支障が生じることがないようにするとともに、健全かつ安定的な運営を永続させる観点から、火葬場の経営主体には非営利性、持続性が求められているところである。

仮に、これらの点について十分な考慮をせずに安易な経営許可がされれば、例えば、営利を追求するために火葬の手数料が過大となったり、営業者が採算や収益の悪化などで火葬場の経営から安易に撤退したりするような状況が生じて、火葬場の利用が困難となる者が出てくるなど、国民の宗教的な感情の保護の点から看過し得ない事態が生ずるおそれがあり、ひいては、国民の宗教的感情に適合した火葬等の実施という、墓地、埋葬等に関する法律の目的が果たせなくなるおそれがある。

このようなことを踏まえ、火葬場の経営主体については、非営利性及び持続性の観点から、地方公共団体のほかは、公益法人や宗教法人に限るとされているところである。

今回の提案については、従来の経営主体だけではなく、民間事業者による経営を認めるよう求めるものであるところ、民間事業者による経営については、上記の問題があることから、火葬場の経営主体として相当でないと考ええる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○火葬場を経営する事業は高度の公益性を有していること、利用者の保護や健全かつ安定的な運営を永続させる観点から経営主体には非営利性・持続性が求められていること、そのようなことから火葬場の経営主体を地方自治体等に限るとする現行の通知の趣旨については本市も理解しているところである。

○一方で、民間事業者が経営主体である火葬場が運営されている地域もあり、貴省が危惧するような法の目的が果たせない実態にあるとは必ずしもいえないと考えられる。

○また火葬場には高度の公益性を求めているにもかかわらず、建設や維持管理に財政支援措置がない中で地方自治体は施設整備をしてきた。高齢化や人口減少が進行していく今後においては、公共だけで施設を運営していくことよりは、民間事業者が参画しやすく自由な経営ができるような環境を整え、提供される火葬サービスの充実を図ることの方が、利用者の利益の増進や施設整備等に係る国・地方全体の経費削減、公共マネジメントの推進につながるものと考えられる。

○経営許可の主体は地方自治体であり、事業者が安易に撤退することのないような許可基準や参入・定着しやすい措置の整備を図ること、多様化する火葬料金に対する利用者への補助制度の整備等を行うことで、規制緩和により想定される課題には対処できるものと考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

【民間事業者による火葬場の設置・運営】

○ 宗教法人、公益法人等や市町村等の地方公共団体以外の民間事業者が、火葬場の経営主体となり得るとの見解であると考えてよいか。

○ 地方公共団体が民間事業者に対して火葬場の設置・運営を許可する際の留意事項や裁量に係る通知等を、地方公共団体に対し発出していただきたい。

【広域化、官民連携等を推進するための協議会の、墓地、埋葬等に関する法律における法制化】

○ 提案団体にヒアリング等を行い法定協議会設置のニーズを把握した上で、火葬場の管理・運営の広域化・官民連携を推進するために法定協議会を設置するよう、墓地、埋葬等に関する法律を改正していただきたい。

各府省からの第2次回答

火葬場の経営主体としては、国からの通知において、地方公共団体、宗教法人、公益法人等とすることを示しているが、火葬場の経営の許可に関する事務は、自治事務であり、実際に火葬場の経営の許可をするか否かの裁量は、都道府県等にある。

このため、国の通知はあくまで技術的助言であり、地域の実情に応じ、地域住民の理解を得た上で、民間事業者による経営を認めることが適当と考えるのであれば、国としても、都道府県等のご判断を尊重すべきと考えており、今後、その旨及び許可する際に留意すべき事項等について Q&A により明らかにすることとしたい。

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(10) 墓地、埋葬等に関する法律(昭 23 法 48)

(i) 火葬場の経営許可(10 条 1 項)については、民間事業者に許可する場合に留意すべき事項を地方公共団体に 2018 年度中に通知する。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

15

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

火葬場の設置・運営の広域的な連携方策が検討されるよう、墓地、埋葬等に関する法律(墓埋法)に、都道府県、市町村等による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度の位置付け

提案団体

富山市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

総務省は、公営企業の経営健全性の維持と住民サービスの安定的な提供のため、下水道事業等の広域化を推進している。

火葬場の設置・運営の広域化についても、下水道事業の広域化と同様、例えば都道府県を核として火葬場の設置・運営の広域的な連携方策が検討されるよう、墓埋法に都道府県、市町村等による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度を位置付けることができるようにする。

そこでは国、民間事業者等の協議会への参画を可能とする。

国には火葬場の設置・運営の広域化の取組に係る技術的な助言その他支援を積極的に行うことを求める。

具体的な支障事例

火葬場は市民生活に不可欠な施設であり、墓埋法の通知の趣旨(永続性と非営利性の確保)等から自治体の設置・運営がほとんどである。そして、その設置・運営には多大な経費が必要であることから、自治体の財政負担が大きい。

自治体は限られた財源で火葬場を整備・運営し、使用料も安価にせざるを得ず、おのずと維持管理や利用者へのサービスは必要なものだけになる。

高齢化と人口減少から財政事情が悪化する自治体にとっては、火葬場を維持することすら負担となり、更新は重い課題となる。このような課題の解決方法として、広域化を提案するもの。

なお、下水道事業では平成 27 年の下水道法改正で、広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度を法に位置付け、協議会には国、下水道公社等が参画できる他、国も広域化の取組を積極的に支援している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国の財政的支援が無いなかで自治体が火葬場の整備・運営を行うよりも、PFI 制度等を活用して民間事業者のノウハウを活かし、広域的に整備・運営を行えば、資源の集中投資と効率的な施設運営となる。利用者へはサービスの向上、国・地方自治体には行政事務の効率化と費用対効果の向上となる。

根拠法令等

・墓地、埋葬等に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

徳島県、大村市

○広域化への協議の場として協議会制度を位置づけること、国の技術的、財政的な支援を積極的に行うことは必要と考える。
○協議会の設置により、広域的な連携議論が進むことになり、行政運営の合理化が期待できる。
なお、各自治体の施設の更新時期が異なるため、国の強い指導がなければ進まないと思われる。
○火葬場の運営基盤強化の方策としては、まずは広域化(15の要望)やPFI、建設・維持等に対する補助金制度等を国に求めるなどを検討すべきと考えており、各市町村の求めに応じて、広域化に向けた協議会等の検討の場を設けることは賛同できる。

各府省からの第1次回答

都道府県、市町村等による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会を設けることは、墓地、埋葬等に関する法律においては何ら制限されておらず、各地方自治体の判断により協議会を設けることは現在でも可能である。
なお、火葬場の設置・運営の広域化については、既に広域化に取り組んでいる都道府県、市町村等の例を参照することで、推進していただけたと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○現行法においては、広域的な連携に向けた協議会を設けることに制限がないというよりは、そもそも広域化は想定されていないととらえるほうがより実態に近いと考えられる。
○今後の火葬場の抱える課題に対応する方法のひとつとして広域化の推進が挙げられ、それを法に明確に盛り込むことによって、広域化を促す実効性が担保されることになる。
○もちろん既に広域化に取り組んでいる他自治体の例を参照することでも広域化は推進されるものであるが、法改正により広域化をすすめる上での選択肢が増えることにつながるものと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

協議会制度を法律上位置付けるに当たっては、地方分権推進計画を踏まえて、国が法令により個別の行政分野毎に協議会等の設置を義務付けることは、地方公共団体における総合的な政策決定を損なうおそれがあることから、義務付けとならないよう、その方法について十分検討すべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

【民間事業者による火葬場の設置・運営】

○ 宗教法人、公益法人等や市町村等の地方公共団体以外の民間事業者が、火葬場の経営主体となり得るとの見解であると考えてよいか。

○ 地方公共団体が民間事業者に対して火葬場の設置・運営を許可する際の留意事項や裁量に係る通知等を、地方公共団体に対し発出していただきたい。

【広域化、官民連携等を推進するための協議会の、墓地、埋葬等に関する法律における法制化】

○ 提案団体にヒアリング等を行い法定協議会設置のニーズを把握した上で、火葬場の管理・運営の広域化・官民連携を推進するために法定協議会を設置するよう、墓地、埋葬等に関する法律を改正していただきたい。

各府省からの第2次回答

提案団体の御指摘のとおり、墓地、埋葬等に関する法律においては火葬場の広域化は想定されていないが、各地方自治体の判断により広域化を推進するために協議会を設けるに当たって墓地、埋葬等に関する法律上特に支障となる規定はなく、現行制度で対応が可能であると認識している。
また、同法に法定協議会に関する規定を設けることについては、提案団体にヒアリングした結果、当該規定がな

いことによる具体的な支障が想定されないことなどから、現時点ではその必要性に乏しいと考えている。

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(10) 墓地、埋葬等に関する法律(昭 23 法 48)

(ii) 火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の推進については、火葬場を運営する市町村から都道府県に広域化等の相談があった場合、都道府県はその対応に特段の配慮を払うよう、地方公共団体に対して 2018 年度中に通知する。

また、火葬場の健全かつ安定的な経営の持続性を確保するため、火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の取組事例等を地方公共団体に 2019 年度中に情報提供するとともに、定期的な調査等により、引き続き火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の実態把握に努める。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

18

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

地方税法第 20 条の 11 に基づく税務署の調査協力についての対応改善

提案団体

松戸市

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

国民健康保険料の滞納処分に必要となるため、国民健康保険料についても地方税と同様に市町村が税務署に対して、地方税法第 20 条の 11 に基づき資料の閲覧又は提供その他の協力を求めた場合において、協力に応じるものとする通知等をするよう求める。

具体的な支障事例

国民健康保険料の滞納処分に関しての調査のため、地方税法第 20 条の 11 により、税務署に対して、関係書類の閲覧協力を求めると、国民健康保険料が「国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項」（平成9年3月21日）（国税庁長官・自治事務次官）の対象とされていないことを理由に、税務署から協力を拒まれた事例がある。地方税法第 20 条の 11 の協力要請に応じるか否かは税務署が行政目的を阻害するおそれがあるかどうかについて案件ごとに判断すべきであって、国民健康保険料が「国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項」の対象とされていないことをもって、協力に応じないことは適当とはいえない。税務署の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国税庁から税務署に対して、市町村が国民健康保険料の滞納処分に必要な情報を求めた場合には協力に応じるよう通知等されれば、税務署から十分かつ円滑な協力が得られることになり、国民健康保険料の滞納整理がより円滑に遂行することができる。

根拠法令等

国民健康保険法第 79 条の 2
地方自治法第 231 条の 3 第 3 項
地方税法第 20 条の 11

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

船橋市、横浜市、川崎市、神戸市、鳥取県、玉野市、高松市、東温市、熊本市

○本市においては、同様の支障事例はないが、今後同様の事例が生じた場合には、提案市と同じく、徴収事務に支障がでるため。
また、税務署ではないが、他の自治体の税部門へ照会した際にも、公課（国民健康保険料）であることを理由に

協力要請を拒否されたことがあり、必要な情報が収集できず、滞納整理事務への支障が生じる事例があった。

○国民健康保険料の滞納処分に関しての調査のため、国税徴収法第 146 条の 2 により、他市に対して、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供を求めたところ、地方税法第 22 条を理由として、本人の同意書がなければ協力を拒まれた事例がある。他市の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。

○国民健康保険料に係る滞納処分についても、その法的根拠は国民健康保険税と同様、地方税法に準じているところであり、また、安定的な国民健康保険制度の運営に向けては、確実な保険料(税)の収納が必要不可欠なことから、滞納整理の円滑な遂行のために、保険料と保険税による区別なく、税務署においては協力に応じていただきたく、その一助として国から通知等を発出することは必要であると認識している。

○本市においても、税務署の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。

各府省からの第 1 次回答

市町村による国民健康保険料の滞納処分の実施にあたっては、対象となる被保険者に関する資料の収集のため、金融機関や税情報を保有する税務署をはじめとした官公署に協力を依頼することがある。

しかしながら、税務署の職員には、税法により一般の国家公務員よりも重い守秘義務が課されていることから、個々の納税者に関する情報は慎重に取り扱うことが求められており、税目的以外の目的で他の行政機関に提供することは困難である。

なお、所得税等については、税務署から市町村の税務所管部局に対して情報提供されていると想定されるため、国税徴収法第 146 条の 2(※)の規定に基づき、市町村の税務所管部局に対して照会することで確認することが考えられるほか、各市町村において同一滞納者に対して一体的な対応を進めていくことで、滞納処分を円滑に進めることができると考えられる。

※ 国民健康保険料については、国民健康保険法 79 条の 2 の規定において地方自治法 231 条の 3 第 3 項に規定する「法律で定める普通地方公共団体の歳入」とされており、当該規定においては地方税の滞納処分の例により処分することができるため、地方税法に規定するところに従い国税徴収法における滞納処分に関する規定を準用することとなる。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

国民健康保険料も国民健康保険税も国民健康保険事業に要する費用に充てるものである点で同様のものであって(国民健康保険法第 76 条第 1 項及び地方税法第 703 条の 4 第 1 項参照)、国民健康保険税と国民健康保険料とのそれぞれの滞納処分のための調査に差異はないと考える。国民健康保険税の場合は、法令に基づいて滞納処分のための調査をした際、税務署等から情報提供される。そうであるならば、国民健康保険料についても、同様に税務署に対して資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる、と考えている。

仮に国税通則法第 127 条が定める守秘義務により、国民健康保険料のための情報提供が困難とするならば、国民健康保険税については、守秘義務の範囲外として情報提供できる実質的な理由は何か。また、一部の管轄によっては国民健康保険料でも情報提供に応じる税務署もあるところ、このような税務署においては、国民健康保険税の場合と同様の理由で情報提供をしているものと考えられる。なお、回答の中で、所得税等については、税務署から市町村の税務所管部局に対して情報提供されていると想定されるため、市町村の税務所管部局に対して照会することで確認することや、同一滞納者に対して一体的な対応を進めていくことで滞納処分を円滑に進めることができるとの意見があるところ、これは市税と国民健康保険料を同時に滞納していることが前提となるものである。今回の提案は、国民健康保険料のみの滞納者も多数存在することから、求めているものである。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【横浜市】

税務署から市町村の税務所管部局に対して提供されている情報の範囲は限定されている。例えば、同情報の範囲では、ある滞納者が事業収入や不動産収入を得ていることは判明するが、滞納処分に必要な具体的情報である取引先事業者名及び所在地や、不動産の貸付先の名称及び所在地は不明である。そのため、滞納整理事務を円滑に遂行するには、確定申告書をはじめとする税務情報を閲覧することが不可欠である。

なお、正当な法令上の根拠のある照会に対して回答をする場合には、税務署職員に課せられた守秘義務の違反にはあたらないと考えられる。また、国民健康保険料の徴収職員は、地方税法上の徴税吏員の事務に相当する事務を行うものであり、地方税法上の守秘義務をも課されていると解すべきであるから、個人情報の漏え

い等の問題は生じないと考えられる。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

国民健康保険料の滞納処分の実施にあたっては、対象となる被保険者に関する資料の収集のため、国税徴収法第146条の2(※)の規定に基づき、税情報を保有する税務署をはじめとした官公署に協力を依頼することができる。

特に、国民健康保険料の滞納処分に必要とする情報を市町村が保有していない場合については、税務署に協力を依頼することが考えられる。

ただし、国税徴収法第146条の2の規定については、協力要請の相手方である官公署等に協力義務を課すものではなく、また、守秘義務を自動的に解除するものではないため、協力要請に応じるか否かは、その官公署がその行政目的を踏まえ、個々に判断することになる。

この点、税務署の職員には、国税通則法第127条により一般の国家公務員よりも重い守秘義務が課されている。その趣旨は、申告納税制度の下で税務の執行を行うためには、納税者の信頼と協力を得ることが必要であり、税務職員が知りえた秘密を漏らすとすれば、納税者の税務官署に対する信頼を失うことになり、税務行政の適正な運営を損なうことになるためである。

このため、国税当局では、他の行政機関からの情報提供要請に対しては、情報提供により税務行政に与える影響と、情報提供により得られる公益とを勘案し、前者の影響が少なく、後者の影響が大きい場合に限って、情報提供を行ってきたところである。本件提案に関しては、情報提供により得られる公益について、税目的で情報提供する場合のように、十分に納税者等の理解が得られると判断できる状況にないため、情報提供に応じることは困難である。

なお、税務署の保有する多くの情報については市町村に提供しているため、滞納者の財産情報等については、「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」(平成19年3月27日総務省自治税務局企画課長通知)を踏まえつつ、徴収対策をより効率的かつ効果的に行う観点から、市町村内において連携を図ることが重要である。

※ 国民健康保険料については、国民健康保険法79条の2の規定において地方自治法231条の3第3項に規定する「法律で定める普通地方公共団体の歳入」とされており、当該規定においては地方税の滞納処分の例により処分することができることとされているため、地方税法に規定するところに従い国税徴収法における滞納処分に関する規定を準用することとなる。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(2) 地方自治法(昭22法67)、地方税法(昭25法226)及び国民健康保険法(昭33法192)

国民健康保険料の滞納処分に必要となる滞納者の財産情報等については、その徴収事務の円滑化を図る観点から、各市町村及び特別区内において連携が図られるよう、保険者である市町村及び特別区に2018年中に通知する。

(関係府省:総務省及び財務省)

平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

19

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準の緩和

提案団体

伊佐市、阿久根市、霧島市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準について、主として重症心身障害児を通わせていない事業所においても、事業所の判断で看護師を配置した場合に、基準で定められている児童指導員及び保育士の総数に看護師を含むことができるようにされたい。

具体的な支障事例

福祉型児童発達支援センターとして多様な医療状況下にある子どもを可能な限り受け入れ、安全安心なセンターを保障するには、子ども個々の支援や医療ケアに習熟した看護師の常駐が不可欠である。しかし、現行の基準では、主として重症心身障害児が通うセンターとして指定を受けていなければ求められる従業員数に看護師を含めることができず、センター運営の実情に合致していない。求められる従業員数に看護師を含めることができない場合には、新たに保育士等を確保する必要が生じることは、センターの安定的な運営を損ない、利用者にも不安を与えている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

センターにおける安定的な人材の確保に資するとともに、看護師を配置しやすくなることで、医療的ケアを必要とする子ども等がより安心してセンターを利用できるようになる。

根拠法令等

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

江戸川区、綾瀬市、出雲市、大分県

○平成32年度末までに児童発達支援センターを市町村又は圏域に少なくとも1か所以上の設置が求められている中、本市でも設置に向けて検討している。

今後、市の療育、保育、教育の現状と課題に照らし、本市の児童発達支援センターの適正な規模や機能を考えるに際し、本件のような基準緩和は必要と考える。

また、昨今、医療的ケア児の人数が増加している状況から、主として重症心身障がい児を通わせる福祉型児童発達支援センターでなくても、看護師を配置すれば、医療的ケア対象児のみならず、医療的ケア対象外の児童にも適切な支援が提供できるものとする。

○福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準が緩和され、看護師も従業員数に含めること

になれば、同センターでの医療的ケア児の受け入れも進むと思われる。特に当県内には医療型児童発達支援センターがないため、基準の緩和を求める。

○本市では、児童発達支援センターの設置を平成31年12月開設に向けて進めている。

様々な障害や医療的ケアが必要な児童がセンターを利用することが想定されるため、個々の状態に応じた支援が可能となる習熟した看護師の常駐が不可欠と考えている。しかし、現行の基準では、主として重症心身障害児が通うセンター以外では看護師が求められる従業員に含めることができない。

主として重症心身障害児を通わせていない事業所においても、事業所の判断で看護師を配置した場合に、基準で定められている児童指導員及び保育士の総数に看護師を含むことが可能となれば、様々な障害を持つ児童や医療的ケアが必要な児童がより安心してセンターを利用することができるようになる。

○福祉型児童発達支援センターに看護師を配置したいが、従業員数に含めることができないため、配置ができていない。看護師を配置することで、他の従業員が安心して子どもの支援ができるようになり、医療ケア児の受け入れが可能となる。

各府省からの第1次回答

福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下同じ。）の人員基準は、児童に対する支援を適切に行うという観点から、児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数に基づくものとしている（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号））。

また、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、看護職員の配置を評価する加算を創設し、医療的ケアが必要な障害児の支援の充実を図る等、既に一定の対応を行っている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

- ① 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所以外でも、看護師の配置が適切と考えられる場合（※）は多くあり、そのような場合において、児童指導員、保育士及び看護師のいずれも人材確保が困難である中、看護師のみを置くべき員数に含めることができないことは合理的ではないと考える。
- ※ 看護師の配置が適切と考える場合
- ・てんかんの発作や熱性けいれん等が起きた場合、常勤看護師の配置が的確な対応や保護者の安心に繋がっている。
 - ・児童の医療的ケアに対応できるような看護師の確保は、当市のような小規模自治体では特に難しく、また、当該児童の通所開始のタイミングに合わせてスムーズに看護師を確保することは、まず不可能である。
- 一方で、小規模自治体であることを理由に、保護者に対して遠隔地の事業所の利用を促すことは、移動に要する心身及び経済的負担等を考えると、医療的ケアを要する児童と保護者にとっては非常に大きな負担であり、適当ではない。
- これらを踏まえると、主として重症心身障害児を通わせる事業所であるか否かにかかわらず、当市の場合、看護師を常時配置しておくことが望ましいと考えている。
- ② 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における看護職員の配置に係る加算の創設は、看護師の配置に係る財政的負担の軽減には資するものである一方、人材確保の困難さや、医療的ケアが必要な児童とその家族を身近な地域で支えるという子育て支援の視点からは、当市をはじめ地方部の指定児童発達支援事業所が抱える支障の解消には繋がらない。
- ③ 当市としてはあくまで、有資格者の確保が特に困難な地方部の実情を踏まえた、員数基準自体の合理化を求めさせていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

福祉型児童発達支援センターの利用者は増大している一方で、福祉人材の確保が困難となっており、多くの市町村から福祉型児童発達支援センターの安定的な運営及びサービス量の確保についての基準に起因する支障が生じているとの意見が出されていることから、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

なお、この基準は「従うべき基準」とされている。「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告

の趣旨を踏まえ、「参酌すべき基準」化等をすべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下同じ。)の人員基準は、児童に対する支援を適切に行うという観点から、児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数に基づくものとしている(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号))。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、看護職員の配置を評価する加算を創設し、医療的ケアが必要な障害児の支援の充実を図ったところである。

基準で定められている児童指導員及び保育士の総数に看護師を含めるということは、当該施設において児童の発達支援を行う児童指導員または保育士の減少を意味し、発達支援の質の担保ができないことから、適切ではないと考える。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)記載内容

—

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

21

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童健全育成事業の基礎資格に係る実務経験(総勤務時間数)の見直し

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の第10条第3項第3号及び第9号において、義務付けられている2年以上の実務経験が2年以上かつ総勤務時間2,000時間程度とされていることについて、地域の実情に即して自治体の裁量で必要な総勤務時間数を判断できるよう明確化する。

具体的な支障事例

本市の放課後児童クラブで勤務する補助員は非常勤職員であり、週3日程度の勤務が一般的である。また、放課後児童クラブの開設時間は授業終了後から午後6時30分までであり、1日の勤務時間は3時間30分程度となっている。2,000時間程度の勤務を行うには、4年程度かかり、2年以上とする条件との乖離が大きいため、2年以上の実務経験として必要な総勤務数については、地域の実情に即して自治体の裁量で判断できるように明確化していただきたい。

【積算根拠】

一般的な補助員の勤務日数(週3日)に基づき積算

3.5時間(1日の勤務時間)×3日(1週間の勤務日数)×50週間=525時間(1年間の勤務時間)

525時間×2年=1,050時間(2年間の勤務時間)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地域の実情に応じて自治体の裁量で2年以上に相当する総勤務時間数を判断できることが明確になれば、より支援員資格の取得が促進される。

なお、平成29年度放課後児童支援員認定資格研修の受験資格要件が仮に2,000時間ではなく1,000時間であった場合、豊田市では受講できる人数がおよそ25人増える。

根拠法令等

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、南砺市、山県市、西宮市、高知県、松浦市

○放課後児童クラブには2人以上の支援員(1人を除き補助員で代替可)の配置が必要とされているため、交代要員を含めて人員の確保が困難な児童クラブもある。資格要件の緩和ができれば、より多くの人材を活用する

ことができ、支援員の交代要員等人員の確保が容易になる。

○本市の放課後児童クラブで勤務する補助員は非常勤職員であり、週3日程度の勤務が一般的である。また、放課後児童クラブの開設時間は授業終了後から午後6時30分までであり、1日の勤務時間は3時間30分程度となっている。2,000時間程度の勤務を行うには、4年程度かかり、2年以上とする条件との乖離が大きいため、2年以上の実務経験として必要な総勤務数については、地域の実情に即して自治体の裁量で判断できるように明確化していただきたい。

【積算根拠】

一般的な補助員の勤務日数(週3日)に基づき積算

3.5時間(1日の勤務時間)×3日(1週間の勤務日数)×50週間=525時間(1年間の勤務時間)

525時間×2年=1,050時間(2年間の勤務時間)

○本市では指定管理者制度による管理運営を行っているが、支援員の確保には各指定管理者も苦慮しており、支援員となる要件が緩和されれば、待機児童対策につながる。

○資格を持っていない者が2,000時間の実務を達成するには、フルタイムで勤務しても2年を過ぎることが多く、有資格者の人数確保に困難を感じている。

○児童数の減少に反し、放課後児童クラブの受け入れは増加傾向にあり、支援員の確保はクラブ運営の存続に関わる大きな問題であり、本市においても該当者は少なくなく、受験資格要件にかかる時間の縮減を望む。

各府省からの第1次回答

ご指摘の「2年以上の実務経験が2年以上かつ勤務時間の2,000時間」については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」の留意事項について(平成26年5月30日付け雇児育初0530第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知)で、基準省令に規定している2年の実務経験を測る目安として、一つの考え方として示したものである。

現行においても、この2000時間については自治体の裁量により、2年以上の実務経験として適当な時間数を各市町村で設定いただくことは可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行の基準値が技術的助言であったとしても通知により目安が示されている以上、実態として自治体の判断がある程度拘束しており、県が実施する支援員認定資格研修において、2,000時間の実務経験がなければ受講が認められないのが現状である。

そのため、地域の実情に応じた総勤務時間数を自治体の裁量で設定できるように通知等で改めて明確に示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

省令で定められている2年以上の実務経験を「従うべき基準」としていることで地方自治体では支障が生じている。「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。

こうした省令で定められている「従うべき基準」に加えて、省令によらずに通知でさらに具体的な基準を示すことは義務付け・枠付けの根拠を不明瞭とするものであり、また、事業者にとっては省令や条例で規制されるべきであるのに通知等で不明確に規制されることとなることから、不適切である。

なお、2000時間は目安との見解を示しているが、「2年以上従事し、かつ、総勤務時間が2000時間程度あること」との表現は2年という要件とは別に新たに基準を付加していると考えるのが通常であるので、仮にそうでないのであれば明確に周知すべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 本年5月に開催した第71回提案募集検討専門部会及び8月に開催した関係府省ヒアリングにおいて、貴省からは、放課後児童クラブに係る「従うべき基準」のあり方について、現行基準では地域の実情に合っていない部分があることは承知しているため、どのような方向性で見直しが考えられるかについて、精査する時間を頂きたいとの考え方が示されたところであるが、平成29年に閣議決定された対応方針の内容を十分に尊重した上で、個別の要件緩和にとどまらず、地方公共団体側の納得が得られるような「従うべき基準」の参酌化を検討すべきではないか。

各府省からの第2次回答

当該通知については、「総勤務時間が2,000時間程度」と示していることで、自治体に拘束がかかっているところのご指摘を踏まえ、改正することとしたい。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(3)児童福祉法(昭22法164)

(i)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。

なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:文部科学省)

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

23

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく、指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票(臨個票)の簡素化

提案団体

島根県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく、指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票(臨個票)の内容及び手続きの簡素化を求める。

具体的な支障事例

- ・現在 331 疾患を指定難病とし、支給認定されると、原則1年の有効期間を定め受給者証を発行し、受給者は、病状に関わらず、毎年更新申請をされている。
- ・更新申請の際も新規申請と同様、疾患ごとに示された「臨床調査個人票(臨個票)」の提出が必要となっているが、当該臨個票の内容は詳細かつ大量であり、これを作成する指定医等医療機関の負担や、内容を確認する行政の負担はかなり大きい。
- ・更新申請の際も新規申請と同様の審査書類を提出することになっており、書類を準備する申請者の負担も大きい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ①更新申請時の臨床調査個人票様式の簡素化
 - ・更新申請用の臨個票の内容は、重症度を見るだけのものにし、新規申請用の様式と分けて見やすくするなど簡素化をすれば、受給者、医療機関、行政の負担軽減につながる。
- ②更新申請時の臨床調査個人票の添付の省略化
 - ・疾患の種類や症状の程度により、重症度が重度となり、症状の改善が見込めない場合は臨個票の提出を複数年に1度とするなどの緩和を行えば、受給者、医療機関、行政の負担軽減につながる。

根拠法令等

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)第6条第1項、第9条
難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成 26 年厚生労働省令第 121 号)第 12 条第2項第1号、第 31 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、宮城県、福島県、群馬県、千葉県、川崎市、新潟市、石川県、福井県、静岡県、浜松市、愛知県、名古屋市、京都市、愛媛県、高知県、熊本県、熊本市、大分県

○提案のとおり臨床調査個人票の内容が詳細かつ大量であるため、萩市直営の医療機関においても、その作成時の負担は大きい。

よって、提案の内容を支持する。

○新規と更新の「臨床調査個人票(臨個票)」が同じ様式であり、指定医は更新申請であっても「診断基準に関する事項」と「重症度分類」に関する事項の両方の記入を国から求められている。しかし、「診断基準に関する事項」は新規申請時に審査済みである。当県の審査会としても、更新申請において診断基準を満たさないことによる不認定は想定していない。

また、診断した医療機関と更新申請時に通院している医療機関が異なる場合も多い。その場合、更新の臨個票を記入する指定医は「診断基準に関する事項」を記入するために、元病院に照会が必要となる事例も多い。詳細かつ大量な臨個票について、「診断基準に関する事項」の記入を改めて求めることは指定医にとって大変な負担であり、行政にとっても、それらを確認することは負担である。

以上のことから、更新の臨個票は、「重症度分類に関する事項」を中心とした記載内容に簡素化することを求める。

○本県においても、「臨床調査個人票(臨個票)」の作成及び審査に係る負担はとても大きい。

臨個票の内容の簡素化や提出年度緩和は、申請者の負担も軽減はもとより、医療機関及び行政の大幅な負担軽減に繋がると思われる。

○【現状認識】

①指定都市では、今年度から更新申請に係る審査を行うが、申請者からは、毎年の更新申請に係る負担が大きいとの声があり、行政の更新申請に係る事務作業量及び審査負担も大きい。

②また、更新申請の期間を過ぎて申請する場合や、快方により更新されず、再度重症化したため申請する場合は新規申請の扱いとなり、申請者、医療機関、行政に負担がある。

また、一度受給が途切れ、臨個票の記載をする際に、病状の重いときに検査した結果が医療機関の閉院等でなくなり、また、再検査をすることも出来ない場合は、臨個票を記載することが出来ず、受給者への不利益となる。

【制度改正の必要性等の具体的内容の考え】

①臨個票は、症状が重いときの診断内容を記載するため、更新申請では重症度のみの臨個票とすることで、全体的な負担軽減となる。

②①のとおり、臨個票は症状が重いときの診断内容を記載するため、一度診断基準を満たし、受給者証の交付の事実確認が出来れば、更新申請用に簡略化した臨個票での審査とすることで、受給者、医療機関、行政の負担を軽減するとともに、全国共通の運用とされたい。

○本市においても、難病指定医等から現行の臨床調査個人票は記載が必要な内容が多すぎるとの指摘を受けているが、簡素化することについては検証が必要であると考えている。

○過去、県審査会の意見を聞き、進行性の難病等については複数年の受給期間の付与を要望しており、当該要望の趣旨は当県の過去の要望に沿うものと思慮される。

○本道においては受給者数が多く、更新申請時の臨床調査個人票が簡素化されれば、受給者や医療機関の更新手続きに係る負担及び行政による審査等の業務の軽減が図られる。

(年間更新件数 約 30,000 件(札幌市除く))

○本県においても、提案団体と同様の支障が毎年のように生じているため、現行制度の簡素化を検討いただきたい。

○指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票の様式は全国共通のものであり、本市においても提案団体と同様にこれを作成する指定医や内容を確認する行政の負担は大きい。

また、毎年の更新申請の都度、臨床調査個人票が必要となることが申請者の負担となっていることについても提案団体と同様である。

臨床調査個人票は難病の研究には必要不可欠なものであり、毎年提出いただくことで病状の変化等を把握し、特定医療を受けることの必要性を適切に確認することが必要であることは理解するものの、一定の範囲内での簡素化や省略化ができれば、受給者、医療機関、行政の負担軽減につながるものと考えられる。

○更新申請時の臨床調査個人票様式の簡素化及び添付の省略化については、本市においても同様に支障があり、制度改正が出来れば負担軽減が図れると考えられる。

○更新申請における臨床調査個人票の作成における指定医療機関及び行政側の負担は大きい現状がある。今年度数種類の臨床調査個人票が簡素化されたが、他疾患についても見直すことで事務量の軽減につながる。

○①更新申請時の臨床調査個人票様式の簡素化

短期間に更新申請受付から受給者証発送までの一連の作業を実施するにあたり、臨個票の内容は複雑であり、指定医の記載誤りも多く、修正や追記依頼等、行政の事務的作業が大きい。

重症度を見るだけのものにし、新規申請用の様式と分けて見やすくするなどの簡素化をすれば、受給者、医療

機関、行政の負担軽減につながる。

○平成 30 年 4 月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、県から市に事務が移譲された。事例のとおり臨床調査個人票の内容は詳細かつ大量であるため、作成する指定医等医療機関及び内容確認をする行政の負担となっている。

○本県においても、更新時の事務量が膨大であることから、臨床調査個人票を重症度分類に関する事項のみとし、診断カテゴリーを省略すれば、受給者、医療機関、行政の大幅な負担軽減となる。

○臨床調査個人票については、記載する項目が多く負担が大きくなっている。記載が必要な項目が分かりにくい等と難病指定医から御意見をいただいている。

手続きについては、必要書類が多く負担が大きいと申請者からの問合せがある。保健所の受付窓口でも、手続きが煩雑である等の御意見があり、対応に時間をとられている。

臨床調査個人票の簡素化には賛成だが、何度も繰り返し改正されては、記載する難病指定医や審査委員の混乱を招く恐れがあるため、ある程度は時期を決めてまとめて行ってほしい。

○当県でも同様に、更新手続きに係る臨床調査個人票については内容は、作成時期が集中しているとともに、内容が詳細なため、医師の負担かなり大きいとの苦情が寄せられている。

このため、更新申請用の臨床調査個人票は、重症度の記載のみとし、簡素化していただきたい。

○更新申請時の臨床調査個人票については、新規申請時とは別様式とし、重症度の医学審査に必要な内容を精査し簡素化することにより、指定医療機関や認定に伴う行政の事務負担の軽減につながり、スムーズな認定となる。

重症患者の臨床調査個人票の添付については、事案に応じて、例えば人工呼吸器装着患者で離脱の見込みがないと診断された患者等については更新ごとの提出を緩和することにより、患者の負担軽減になる。

○【大分県】

有効期間が1年であるため、毎年更新申請が必要であり、受給者、医療機関、行政の負担が大きい。

治療方法が確立しておらず長期の療養を必要とする難病の特性により、大半の申請者が更新認定されている現状に鑑み、有効期間を2年にするなどの緩和を行えば、受給者、医療機関、行政の負担軽減につながる。

○難病患者は高齢者が多く、身体障害等の症状のため毎年更新手続きをすることが負担となっていることから更新申請時の臨床調査個人票の簡素化や、疾患の種類や症状の程度により臨床調査個人票の提出を複数年に一度等の緩和を実施することにより、申請者の負担軽減につながる。

各府省からの第1次回答

難病対策については、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)に基づき、良質かつ適切な医療を提供することを目的としており、その具体的な施策の一つとして調査研究を推進している。

難病の調査研究を推進するためには、希少な難病の症例を多く収集し、難病の病状の変化等を分析することが不可欠であることから、臨床調査個人票を毎年提出いただくこととしている。そのため、御指摘の臨床調査個人票の提出を複数年に一度とすることは困難である。

また、臨床調査個人票の内容については、上記の目的に照らし、難病に関する研究に資するものであるか、特定医療費の支給認定事務において必要であるかといった観点を勘案し作成しているものであり、こうした趣旨に支障を来すことのないよう、研究者等の意見を踏まえつつ、実施の可否も含め必要な検討を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

難病の患者に対する医療等に関する法律の施行により、医療費助成の対象疾患の拡大や、研究促進がされていることは、多くの患者にとって意義の大きいことであることに異論はありません。しかしながら、現行の臨床調査個人票は、毎年1回全ての難病患者に提出を求める内容としては、あまりにも研究目的の要素が濃く、行政が担う特定医療費の支給認定に必要な事務量を遙かに超えている上、医療機関、行政さらには患者の負担が極めて大きい状況です。こうした実態を十分に踏まえ、法の趣旨を損なわずに実施可能な形になるよう、早急な改善を求めます。

なお、“研究者等の意見”を踏まえた軽微な変更を繰り返すことや、OCR読み取り上様式改正がされずに別紙の新旧対照表で項目を確認して対応するという現在のやり方では、現場の混乱を助長するものとなるので、ご留意いただきたいと思います。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

臨床調査個人票の内容については、更新申請の場合は、基本的に診断基準は満たしているため、様式を「重症

度分類」に関する事項を中心としたものに簡素化することを検討していただきたい。

【宮城県】

「難病の調査研究を推進するためには、希少な難病の症例を多く収集し、難病の病状の変化等を分析することが不可欠である」ことは必要であることは理解するが、臨床調査個人票では「病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えありません。(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限りです。)」とされていることから、「診断基準上に特段の規定がない疾病」の更新に限り、「診断のカテゴリーと鑑別診断」の記載を省略可能としていただきたい。

【福島県】

今後の検討にあたっては、複雑な調査票や毎年更新する制度が受給者に負担・不安を強めている点を重視し、症例収集が結果的に受給者負担につながらないことを主眼に検討いただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

臨床調査個人票の簡素化にあたっては、症状が固定化しない疾病については対象外とするなど、疾病の病状に応じた適正な事務執行を確保したうえで、事務負担を軽減する方法を検討すべきである。

各府省からの第2次回答

難病対策については、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)に基づき、良質かつ適切な医療を提供することを目的としており、その具体的な施策の一つとして調査研究を推進している。

難病の調査研究を推進するためには、希少な難病の症例を多く収集し、難病の病状の変化等を分析することが不可欠であることから、臨床調査個人票を毎年提出いただくこととしている。そのため、御指摘の臨床調査個人票の提出を複数年に一度とすることは困難である。

また、臨床調査個人票の内容については、上記の目的に照らし、難病に関する研究に資するものであるか、特定医療費の支給認定事務において必要であるかといった観点を勘案し作成しているものであり、こうした趣旨に支障を来すことのないよう、難病法附則第2条の施行5年後の見直しにおける議論を踏まえ、臨床調査個人票の内容の簡素化等の事務負担の軽減について実施の可否も含め必要な検討を行う。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(35)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)

(ii)指定難病の特定医療費支給認定申請(6条1項)に係る臨床調査個人票の記載事項(施行規則14条)については、附則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにおいて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

26

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

地域医療介護総合確保基金(医療分)の交付要綱等の早期発出

提案団体

愛媛県、広島県、徳島県、松山市、今治市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

都道府県の意見を聴いたうえで、地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る事業スケジュールを見直し及び前倒しを行い、「医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱」、「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」、「地域医療介護総合確保基金の活用にあたっての留意事項」(以下、「交付要綱等」という。)を年度当初に発出すること

具体的な支障事例

○地域医療介護総合確保基金(医療分)については、3月下旬から国による都道府県のヒアリングを経て、8月に都道府県への内示と合わせて交付要綱等を発出している。
○これら要綱等は、基金事業の対象や基金事業を実施する場合の条件等を規定するものであり、基金を活用した補助事業を実施する事業者にとっては必要不可欠なものである。交付要綱等の発出が遅れることにより、十分な事業期間の確保ができず、年度当初からの事業実施に二の足を踏むケースがあり、事業目的の達成が困難となる。
【参考】
○当県における平成 29 年度地域医療介護総合確保基金(医療分)事業に係るスケジュール
平成 28 年7月～8月 事業者から 29 年度事業の要望書受付、ヒアリング
平成 28 年8月～9月 圏域ごとに地域医療構想調整会議で議論
平成 28 年9月～10月 全県規模の団体からの要望を受け付け、圏域ごとの地域医療構想調整会議の議論の結果をあわせ、地域医療構想戦略推進会において検討の上、29 年度県計画(案)として承認
平成 28 年10月～1月 29 年度県予算編成
平成 29 年3月～4月 国による県計画(案)ヒアリング
平成 29 年8月1日 交付額内示、要綱等発出
平成 29 年9月29日 29 年度県計画書提出締切
平成 29 年10月～ 平成 29 年度事業開始

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

補助事業実施事業者による事業の早期着手及び事業期間の確保が可能となることで、効果的な事業実施が期待できる。

根拠法令等

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第 64 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、神奈川県、新潟県、静岡県、稲沢市、島根県

○地域医療介護総合確保基金を活用した事業を実施することを考えると、交付要綱等の早期発出が望ましく、提案の内容を支持する。

○同様の支障があるとして、当県を含め、各種要望をとらえ、同様の趣旨を要望している。

（例①〔全国衛生部長会 平成 30 年 2 月重点要望・平成 30 年 5 月要望〕地域医療介護総合確保基金の財源である交付金の配分に当たっては、早期内示による円滑な実施はもとより、・・・

例②〔全国主要都道府県民生主管部（局）長連絡協議会 平成 30 年 7 月頃要望予定〕都道府県計画については、都道府県の当初予算に事業費を反映できるよう策定スケジュール等を見直すとともに、・・・）

【参考】平成 28 年度における提案で、京都府等から「地域医療介護総合確保基金【介護】のスケジュール」に関する要望がなされ、「年度当初より、速やかに内示ができるよう努める。」旨回答がなされている。（実態としては、回答のとおりには全くなっていない。）

○補助事業の実施にあたっては、原則、指令前着手は認められないことから、国の内示や交付要綱の発出が遅れることにより、十分な事業期間の確保ができず、各医療機関における事業計画へ影響が生じ、ひいては地域の医療提供体制整備に遅れが生じるもの。

○当該事項については本県においても同様の支障が生じているところです。

事業期間の確保のため、交付要綱等発出のスケジュール見直しは必要と考えます。

○地域医療介護総合確保基金（医療分）については、3 月下旬から国による都道府県のヒアリングを経て、8 月に都道府県への内示と合わせて交付要綱等を発出している。

交付要綱等の発出が遅れることにより、事業の早期着手及び十分な事業期間の確保に支障が生じている。

地域医療介護総合確保基金の制度は、地域医療介護総合確保法に基づく恒久的な制度であり、会計年度独立の原則に基づいた適正な処理が可能な制度とする必要があることから、交付要綱等の早期発出及び配分額の早期確定が必要である。

各府省からの第 1 次回答

平成 30 年 7 月 10 日付で、「医療介護提供体制改革推進交付金の交付について」（以下「交付要綱」という。）を発出し、交付対象事業等をお示ししたが、今回から交付要綱を恒久化し、今年度以降都道府県は原則として当該交付要綱に基づき交付申請等を行うこととなる（年度ごとに交付要綱は発出ししない）。

また、「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の改正通知及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の平成〇〇年度の取扱いに関する留意事項通知」は年度当初に発出可能である。

このため、交付要綱等の発出時期による支障は解消するものと考えます。

都道府県において円滑に基金事業が実施されるよう、早期の基金内示に努めてまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

「医療介護提供体制改革推進交付金の交付について」が早期に発出されることにより、当該年度の実施要領や事業例の確認が早まり、事前準備が行えるようになったことで、支障の改善につながった。

「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の改正通知及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の平成〇〇年度の取扱いに関する留意事項通知」については、可能な限り、年度当初に発出していただきたい。

なお、事業執行に当たっては基金の配分額が決定していることが重要であるため、引き続き早期の配分額決定に努めていただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】
基金事業の円滑な実施を図るため、左記に記載の改正通知及び留意事項通知について、年度当初での発出を要望する。

また、早期の基金内示を要望する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

一次回答のとおり。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(26) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平元法64)

医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱については、毎年度の発出を廃止する。

また、当該交付金交付要綱と併せて毎年度発出している通知については、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、居宅等における医療の提供に関する事業及び医療従事者の確保に関する事業の早期着手に資する観点から、可能な限り早期に発出を行う。

[措置済み(平成30年7月10日付け厚生労働省事務次官通知)]

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

33

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育教諭の経過措置等に関する見直し

提案団体

九重町

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園に置かなければならない保育教諭については、幼稚園教諭の普通免許状を有するとともに、保育士登録を受けた者でなければならないとされているところ、経過措置として平成 31 年度まではいずれかの資格だけでも保育教諭になることができるが、当該経過措置を延長していただきたい。
なお、経過措置が延長されない場合において、保育士登録を受けているが、幼稚園教諭の免許が更新されていない者については、少なくとも平成 32 年度に失職するのではなく、専ら 3 歳未満児の保育に従事する保育教諭と見なしていただきたい。

具体的な支障事例

幼保連携型認定こども園には、保育教諭の配置が義務づけられており、経過措置後は原則、保育教諭は幼稚園教諭免許と保育士の両方の資格を有する者を置かなければならないと定められている。これらの資格のうち、幼稚園教諭免許は更新制度が導入されていることから保育教諭として勤務継続するためには 10 年に 1 度の免許更新をしなければならない。しかし、本町の公立こども園に勤務している保育教諭の中には、その免許を更新しない意向の者が少なからずいる。
免許更新をしない主な理由は、保育需要の高まりを受けて、保育教諭がさらに必要となる中、保育現場では十分な余剰人員がいなく、免許更新に費やす時間が確保できないからである。
経過措置が延長されないことによる問題は、無資格者を含む園児の世話をするスタッフ数の変動は緩やかな曲線を描くのに対し、保育教諭数は平成 31 年度を境に大きな段差がつかってしまうことである。本町としても、保育教諭の確保や免許更新の促進を進めているところであるが、地域において保育教諭の絶対数や免許更新機関も少ないため、引き続き、幼稚園教諭の免許更新ができていない保育教諭にも協力してもらわないと必要な人員の確保が困難であるという現実である。
以上より主に次の 2 点の支障を懸念している。
①経過措置終了後、保育教諭不足に伴う待機児童が発生すること。
②幼保連携型認定こども園への移行を阻害する要因と成り得ること。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

経過措置が延長されることにより、平成 32 年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童の増加の抑制につながる。
また、経過措置が延長されない場合においては、幼稚園教諭の免許更新がされなくても、3 歳未満児の保育教諭になることができるようになり、免許更新に伴う職員不足はほとんど発生しないと思われる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、秋田市、船橋市、川崎市、須崎市、山口市、豊田市、田原市、草津市、大阪市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、玉野市、徳島県、松浦市、熊本市、大分市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、日出町、玖珠町、九州地方知事会

○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズに高まりにより全国的に保育士不足な状況が続いている。経過措置期間経過後、勤務している保育教諭が退職した場合、保育教諭の不足により待機児童が発生する可能性が排除できない。

○認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は把握しており、当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員をプレ保育などへ配置転換することを検討している。

本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。

○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が挙がっている。また、本市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえると、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。

○現在移行済の園のほとんどの保育教諭は両資格を取得済みであるが、今後移行を促進するうえで、経過措置期間の延長が必要である。

○平成31年度中に、特例制度の対象とならずもう片方の免許状・資格取得ができない保育教諭が少なからず存在している。そのため、平成32年度以降は保育教諭として勤務ができず、ひいては幼保連携型認定こども園での園児の受入数が減り、待機児童数が増加することが予想される。

○本市においても、同様の支障が出るのが想定されており経過措置の期間延長を要望する。

○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できていない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求める。「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。

○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方のみ有する職員の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。

○本市においても、経過措置期間終了後を見据え、各園に対して両方の有効な免許・資格の保有を啓発しているところではありますが、保育士・保育教諭の人材不足が全国的に課題となっており、大阪府においても、保育士の平成30年1月の有効求人倍率が、5.13となっている現状です。この中で、保育教諭の要件を具備することが困難な状況が出た場合、新たな職員の確保をすることも難しく、ひいては職員不足による保育の質の確保や待機児童解消対策上も支障があると考えています。ついては、経過措置期間終了後に幼保連携型認定こども園において、保育教諭数の不足により、教育・保育の提供が不可能となることがないように、経過措置期間の延長等の措置を講じてもらうよう要望します。

○本市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もあり、幼稚園教諭免許を更新しなければならない者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくることが考えられる。さらに、人員配置基準を満たせず、幼保連携認定こども園への移行の断念が懸念されるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることとなれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考える。

○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約85%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と

幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。

○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の為に現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をしていただきたい。また、潜在保育士の中には幼稚園免許の更新をしていない者が多いため、経過措置が延長されない場合においては、保育教諭と見なすことができない。保育士登録を受けているが幼稚園免許が更新されていない者については、少なくとも3歳未満児の保育に従事する保育教諭と見なしていただきたい。

○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。

○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。

○本市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日までに14の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方(保育士・幼稚園教諭)の資格を必要とする同施設においては、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることによって、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。また、経過措置が延長されない場合においても、失職するのではなく、一定程度の配慮をお願いしたい。

各府省からの第1次回答

子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。

同会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見が述べられている。

今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当提案に対しては、全国の多くの地方自治体から同様の提案が出されていることから、この問題は待機児童の解消及び認定こども園への移行に大きな影響を与えるものと考えられる。加えて保育業界及び教育業界関係機関・関係者等からも経過措置の延長を求める声が強く出されており、保育教育現場にとって喫緊の課題である。また、内閣府子ども子育て支援会議の資料及び議事録から、経過措置を延長しなければ保育教諭不足から認定こども園の円滑な運営を阻害することや待機児童を増加させてしまう懸念などから、多くの委員が経過措置の延長を求めており、もしこのまま経過措置を延長しなければ多大な支障が発生することは明白である。

5年の見直しに係るスケジュールにおいて、秋頃から年明け頃に適宜会議を開催するとあるが、この案件は職員採用計画やこども園の運営に関わる最重要かつ緊急課題であり、早急に方針決定し、延長する旨を公にするべきと考える。

また、どちらか一方の資格保有者が約1割いることとその人数自体は増えているという実態からも、両資格取得に対する支援措置の継続は認定こども園への移行に際し重要な要素であることから、経過措置の延長に加えて資格取得の特例についてもぜひ延長を行っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声が上がられており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まえれば、当然措置すべきではないか。
- 今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。

各府省からの第2次回答

次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方向性について議論を行う予定である。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(13)教育職員免許法(昭24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)

幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。

(関係府省:内閣府及び文部科学省)

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

34

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後等デイサービス利用対象児童の拡大

提案団体

東大阪市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

現行規定では、学校教育法第一条に規定する学校に通う児童のみが放課後等デイサービスを受けることができるが、学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校に通う児童においても、放課後等デイサービスを受けることを可能とするよう児童福祉法の基準の緩和を求める。

具体的な支障事例

専修学校3年生の児童の保護者より、希望の放課後等デイサービス事業所が見つかったので利用したいと4月に相談があったが、専修学校は学校教育法第一条に規定する学校ではないため利用できなかった。当該事業所は児童発達支援の指定を受けていなかったため、その事業所は諦めざるを得なかった。その後新たに児童発達支援の指定を受けている事業所を探して、改めて申請の相談があったが、本人の誕生月が5月であり、既に18歳に到達していたため、結局は利用には至らなかった。

このように本市では、専修学校に進学したために放課後等デイサービスを利用できず、児童発達支援の利用に変更している事例がある。中学校卒業後もほとんどの児童が引き続き放課後等デイサービスの利用を希望する中、学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校に進学した児童は、他の事業所に変更する必要があり、日中活動の場のみでなく放課後の療育施設まで変わってしまうことは、今まで築いてきた人間関係を全てリセットして新たな関係を築かねばならず、進学による環境の変化に拍車をかけて、当該障害児に精神的負担を与えてしまう。また、新施設への手続き等の負担を保護者にも強いることとなる。さらに、放課後等デイサービスが必要に応じて満20歳まで延長できる年齢特例要件があるのに対し、児童発達支援は年齢に関する特例がないため、年度途中でサービス終了となる等利用者に負担を強いている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

児童福祉法の改正によって、専修学校に通う児童についても、中学校卒業後も引き続き放課後等デイサービスを利用することが可能となり、公正・公平な安定的サービスを提供することができるようになる。

根拠法令等

- ・児童福祉法第四条、第六条の二の二、第二十一条の五の十三
- ・学校教育法第一条、第二百二十四条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、貝塚市、伊丹市、出雲市、府中町、宮崎市

○地域における課題

15歳以上の児童に対応可能な児童発達支援事業所が少ない。

○放課後等デイサービスを利用していただいていた児童が、中学校卒業後、専修学校に進学したため、放課後等デイサービスは利用できなくなり、児童発達支援のサービスに切り替えをした。利用していた事業所は、たまたま放課後等デイサービスと児童発達支援の両方の指定を受けていたため、事業所は変わらず利用できた。今年高校3年生になるこの児童は18歳になる6月末で、児童発達支援の利用が終了となる。長年利用することで安定していた生活リズムなどが変化するなど療育を受けられなくなることでの影響を心配し、家族や支援者から継続して利用できないかとの相談があった。市としては、児童福祉法で、放課後等デイサービスの対象が学校教育法第一条に規定する学校とあるため、専修学校の生徒は利用できない。児童発達支援に切り替えても、年齢に関する特例がないため、誕生月までの利用になるとの説明をするしかない状況である。このように障害児の進学先等で放課後等デイサービスの利用ができないことについて、公正・公平に市民対応できるように改善していただきたい。

○高等学校に進学しなかった(できなかった)障害児についても療育が必要であれば、放課後等デイサービスの利用ができるよう児童福祉法の基準の緩和を求める。

○近年、特別児童扶養手当受給者など、中等度の発達障がいのある児童においても、専修学校における受け入れが増えているため、制度改正の必要性があるものとする。

○学校教育法第一条に該当しない、インターナショナルスクールや、朝鮮学校等に在籍する学齢児に対して、放課後等デイサービス事業を利用できなかった事例あり。

各府省からの第1次回答

放課後等デイサービスの利用対象児童に専修学校に通う児童を加えることについて、具体的にどのような事例において放課後等デイサービスの提供が求められているのかという事情等を把握した上で、他制度との均衡等も踏まえて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正法施行(平成30年4月)後の3年後見直しや障害福祉サービス等報酬改定等の機会において検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

専修学校に通学し、かつ放課後等デイサービスの利用を希望する児童は平成25年4月以降現在まで継続しておられる。平成30年4月末時点では、11人が児童発達支援を利用しており、これらの児童は年齢特例がないため、18歳到達までしか支援を受けられない状況である。

今回の改正のタイミングが3年後の報酬改定等の機会となると、上記の児童だけでなく、現在中学校に通う児童においても専修学校を進学先として選択した場合に、放課後等デイサービスが使えないこととなる。個々の児童に必要とされる療育という観点とは全く異なる「進学先が一条校か否か」という要素によって、受けられる支援に差異が生じていることは、合理性に欠けた不当な差別と言え、また、今後進路を考える児童にとっては、その検討に「引き続き放課後等デイサービスを受けられる学校かどうか」という要素が加わってしまい、児童の進学先の自由な選択を歪めることになってしまう。このように、実際に当該児童に負担を強いている現状を踏まえ、進学を考える児童及びその保護者に進学後も安定したサービスが提供されることを知って安心していただき、自分の意思による進学を選択をすることができるためにも、報酬改定等に併せるのではなく、早急な対応をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正法施行(平成30年4月)後の3年後見直しや障害福祉サービス等報酬改定等の機会において検討することだが、専修学校に通う児童の放課後等デイサービスの利用の必要

性は、東大阪市の例からも明らかであり、平成 31 年度から具体的な措置を講じられるよう、速やかに検討されたい。

○ 1次ヒアリングでは、平成 21 年に放課後等デイサービスを創設した際に、他法令を参考に対象児童を定義したとのことだが、当時の経緯や他法令もさることながら、現に存する障害児やその保護者のニーズにも目を向け、全国の状況を調査した上で、実態に即した制度となるよう、対応すべきではないか。

各府省からの第 2 次回答

放課後等デイサービスの利用対象児童に専修学校に通う児童を加えることについて、利用対象児童に専修学校に通う児童を追加することのニーズや対象を拡大した場合に生じる課題を調査し、調査結果を踏まえ、障害福祉サービス等報酬改定等の機会において検討してまいりたい。

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(3) 児童福祉法(昭 22 法 164)

(xii) 放課後等デイサービスの利用対象児童については、利用実態等に係る調査を行い、現行の利用対象児童の範囲の考え方等も踏まえつつ、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

37

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きにおける必要書類の簡素化

提案団体

長岡市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

法定受託事務である戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きにおける請求書類の記入項目の見直し等による書類の簡素化により、手続時の負担軽減を図るもの

【簡素化の案】

以下の記載欄を廃止する。

○「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」

①「戦没者等」欄のうち、「もとの身分」、「生年月日」、「死亡年月日」、「除籍時の本籍等」(「除籍時の本籍等」は自治体使用欄とする。)

②「国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名」欄

③「国債の償還金の希望支払場所」欄

○「戦没者等との遺族の現況等についての申立書」

①「戦没者等との続柄」欄(選択式又は番号記入式とする。)

②「弔慰金を受けた者」欄、「公務扶助料、遺族年金等を受けた者」欄

具体的な支障事例

【現状・支障事例】

請求対象者に対しては、前回受給者等へ個別案内を行うとともに、広報等により請求を促しているが、対象者の高齢化や死亡に伴い、確実な周知が困難な状況である。さらに、上位受給権者の死亡により、対象となる遺族の範囲が拡大しており、請求手続きがより煩雑になっている。

請求手続きにあたっては、必要書類の記入が複雑(戦没当時の状況の記載が必要など)であることなどから、相当の時間を要しており、請求者及び事務従事者ともに負担が大きい。また、手続きが煩雑であることにより、今後さらに高齢化する請求者の請求漏れや請求辞退者の増加が懸念される。

【参考】

第十回特別弔慰金の請求受付件数: 3, 199件

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【制度改正の必要性】

左記の現状に加え、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」の平成27年改正法案に対する附帯決議(平成27年3月31日参議院厚生労働委員会)において、「特別弔慰金の支給にあたっては、遺族の高齢化を踏まえ、手続の簡素化に努めるべき」旨の指摘がなされており、これに対応する対策を講ずる必要がある。

【効果】

手続きに関する請求者の負担軽減を図ることができるほか、各自治体における事務処理の効率化、迅速化にもつながり、事務的な負担軽減にも寄与する。また、裁定までの審査期間の短縮が見込まれ、これにより請求者

への通知及び国債交付時期を早めることができ、請求者の不安解消につながることを期待される。

根拠法令等

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令第2条、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則第1条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、練馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、大垣市、浜松市、春日井市、田原市、八幡市、泉大津市、守口市、門真市、尼崎市、西宮市、伊丹市、鳥取県、出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

○上位受給権者の死亡により転給申請が増加している。高齢の申請者にとっては戸籍等の必要書類の整備が一番の課題。下位受給権者になるほど必要書類が増え、負担が大きい。よって、提案の内容を支持する。

○【現状・支障事例】

請求対象者に対しては、前回受給者等へ個別案内を行うとともに、広報等により請求を促しているが、対象者の高齢化や死亡に伴い、確実な周知が困難な状況である。さらに、上位受給権者の死亡により、対象となる遺族の範囲が拡大しており、請求手続きがより煩雑になっている。

請求手続きにあたっては、必要書類の記入が複雑（戦没当時の状況の記載が必要など）であることなどから、相当の時間を要しており、請求者及び事務従事者ともに負担が大きい。また、手続きが煩雑であることにより、今後さらに高齢化する請求者の請求漏れや請求辞退者の増加が懸念される。

【参考】

第十回特別弔慰金の請求受付件数：1,511件

○戦没者の特別弔慰金の手続きが複雑なことに加え、請求者の高齢化が進んでおり、初めて請求する第三等親族の場合は、戸籍の郵送請求の説明も含め、2時間以上かかることもあり、しかも複数回窓口に来ることになる。前回請求者であっても、請求書の「戦没者等の欄」や戦没者等との遺族の現況等についての申立書が記入できない場合は多く、前回の請求書等のデータが本市にない場合は、受付に時間がかかっている。

今回提案の欄については、請求者が記入できない、または間違いが多い欄であり、実質的には、自治体記入欄に近い形となっているので、簡素化をお願いしたい。

○請求事務について、実際は前回提出資料を参考にしながら手続きを行う必要があり、煩雑であった。そのため、請求書については前回受給者が再び請求する際には、前回の内容からの変更の有無をのみを問うような様式（戦没者等との遺族の現況等についての申立書、同意書等についても同様）に変更するなどの簡素化を希望する。

○請求書の書式や戸籍が煩雑である。

進達してから国債が届くまでが長すぎる。

○請求対象者に対しては、前回受給者等へ個別案内を行うとともに、広報等により請求を促しているが、対象者の高齢化や死亡に伴い、確実な周知が困難な状況である。さらに、上位受給権者の死亡により、対象となる遺族の範囲が拡大しており、請求手続きがより煩雑になっている。

請求手続きにあたっては、必要書類の記入が複雑（戦没当時の状況の記載が必要など）であることなどから、相当の時間を要しており、請求者及び事務従事者ともに負担が大きい。また、手続きが煩雑であることにより、今後さらに高齢化する請求者の請求漏れや請求辞退者の増加が懸念される。

請求者が変わっていない場合も、前回請求時に必要な戸籍が必要になるなど、裁定庁及びその担当者の判断のバラつきも大きく、請求者への負担が増すだけでなく、裁定結果が出るまでに膨大な時間がかかるなど、申請後に申請者が死亡するケースも多く見受けられた。

○【現状・支障事例】

請求対象者に対しては、前回受給者等へ個別案内を行うとともに、広報等により請求を促しているが、対象者の高齢化や死亡に伴い、確実な周知が困難な状況である。さらに、上位受給権者の死亡により、対象となる遺族の範囲が拡大しており、請求手続きがより煩雑になっている。

請求手続きにあたっては、必要書類の記入が複雑（戦没当時の状況の記載が必要など）であることなどから、相当の時間を要しており、請求者及び事務従事者ともに負担が大きい。また、手続きが煩雑であることにより、今後さらに高齢化する請求者の請求漏れや請求辞退者の増加が懸念される。

【参考】

第十回特別弔慰金の請求受付件数: 1, 255件

○書類の記入が複雑(戦没当時の状況の記載が必要など)であること、また必要書類が多い(上順位者の死亡の記載のある戸籍、同順位者の自筆の請求同意書、など)ことなどから、高齢化する請求者への負担が大きく、請求辞退者などを招いている。

請求手続きの簡素化により、請求者への負担軽減を図りたい。

○法定受託事務である戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きにおける請求書類の記入項目の見直し等による書類の簡素化により、手続き時の負担軽減を図るもの

【簡素化の案】

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」様式内の

①「戦没者等」欄のうち、「もとの身分」、「生年月日」、「死亡年月日」、「除籍時の本籍等」を本人記載欄と区別し、自治体記載欄とする。

②「国債の償還金の希望支払場所」欄に、前もって「郵便局」と印字する。あるいは、選択式にする(「郵便局」と記入することが出来ない方が多いことと、その受け取りのほとんどが郵便局となるため)。

「戦没者等との遺族の現況等についての申立書」様式内の

③「戦没者等との続柄」欄を、選択式又は番号記入式とする。

④「弔慰金を受けた者」、「公務扶助料、遺族年金等を受けた者」欄を職員聞き取り記載部分とし、申請者の負担を減らす。

いずれの様式も、本人記載欄と職員記載欄の区別を太罫線等を用いて、明確にする。

○特別弔慰金の申請書記入については、高齢者で、前回受給者であることが多いことから、「戦没者氏名、生年月日、死亡日、除籍時の本籍等」は市で書類のほとんどを補記している状況である。また、「戦没者等との遺族の現況等についての申立書」の記入については、負担に感じるとの声を多くの申請者より聞く。申請者の負担軽減の為に必要書類や項目の簡素化の検討をお願いしたい。

○提案市以外の他市町村からも、請求書類の記入が複雑、対象者の高齢化により書類の記入が困難等により、窓口で多くの時間を費やしてしまうという意見を多く聞く。

現在、厚生労働省において、次回特別弔慰金の手続きの簡素化や事務処理手順の見直し等検討されており、その中で本提案の内容についても検討いただきたい。

○【現状・支障事例】

請求対象者に対しては、前回受給者等へ個別案内を行うとともに、広報等により請求を促しているが、対象者の高齢化や死亡に伴い、確実な周知が困難な状況である。さらに、上位受給権者の死亡により、対象となる遺族の範囲が拡大しており、請求手続きがより煩雑になっている。請求手続きにあたっては、必要書類の記入が複雑(戦没当時の状況の記載が必要など)であることなどから、相当の時間を要しており、請求者及び事務従事者ともに負担が大きい。また、手続きが煩雑であることにより、今後さらに高齢化する請求者の請求漏れや請求辞退者の増加が懸念される。請求者の居住する市区町村で受付し県へ進達しているが、戦没者等の当時の本籍で裁定・却下されることから戦没当時の現況については、詳細の把握する請求者が高齢等の事由から必要添付書類等が提出が困難な状況となっている。

【参考】

第十回特別弔慰金の請求受付件数: 650件

○請求書の不備により、請求者へ補正を依頼する事項の大半が、請求者と同順位者から提出させる請求同意書や請求者に係る戸籍の不備であり、これらの書類の整備に長期間を要するため、裁定の遅れにつながっている。

様式の簡素化だけでなく、添付書類についても、請求同意書に代わる書類の提出や戸籍によらなくても確認できる事項については戸籍の提出を不要とするなど、審査期間を短縮する方法を検討する必要があると考えられる。

請求者の高齢化に伴い、書類の自筆が困難となってきていることなどから、請求書の作成に相当の時間を要しており、請求者及び事務従事者ともに負担が大きい。審査期間の短縮に加え、請求者の負担軽減の点からも制度改正が必要である。

○請求対象者の高齢化により、前回請求者の請求でさえ、請求者及び事務従事者ともに大きな負担となっている。また、上位順位者の死亡に伴い、対象となる遺族の範囲が拡大しており、同意書の提出等、手続きがより煩雑になっている。

【参考】

第十回特別弔慰金の請求受付件数: 804件

○本市においても同様の支障が生じており、書類の簡素化が必要である。

また、遺族の支給順位が複雑なため、添付する書類も複雑になっており、同じ請求者が何度も窓口を確認に来

ている。請求者によっては、支給順位等の確認のため、窓口での聞き取りに相当な時間が掛かることも多く、支給順位の簡素化も必要である。

○【支障事例】

1. 「戦没者と遺族の現況等についての申立書」請求者本人が、戦没当時幼少であったこと、申請者本人が高齢となり、当時の状況を覚えておらず、周りに当時のことを知る人もいなくなり、申請者の負担となっている。
2. 「戸籍の取得」必要戸籍も多く、本籍が県外の場合もあり、申請者にとっては負担が大きく、請求を辞退する方もいる。
3. 申請から国債券が請求者に交付されるまでに、1年もしくはそれ以上かかる場合もあり、その対応に苦慮している。

○「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」

③国債の償還金の希望支払場所については、記載が必要であると考える。

すべての郵便局が国債取扱機関となっていない(当市内でも取扱不可の郵便局もあり)ことから、申請者より問い合わせもあり、案内時に説明が必要なケースもあった。

「戦没者等との遺族の現況等についての申立書」

①戦没者等との続柄欄だけでなく、当時の家族状況を記入いただくことすら負担が大きいため、全体の見直しを図りたい。

請求者が高齢化されていることから委任状による請求や、相続人請求が多くみられる中、戸籍上に記載されている御家族の氏名、生年月日、死亡年月日を調べ記入されることに時間も要し、負荷がかなり大きかった。

○請求者は高齢化しており、申請に必要な書類をそろえるのに苦労されている。また、裁定がおりるまで相当の時間がかかっており、審査時間短縮のためにも申請書類の簡略化が必要と考える。

○本市においても同様の支障事例が生じている。請求対象者の高齢化に伴い、必要書類の記入(特に戦没当時の現況等申立書)に困難が生じている。請求者が窓口来庁が困難な場合は、子などの代理人が申請手続きを行うこともあり、その際は継続申請の場合でも記載が非常に困難になる。

また、裁定までの審査期間が長期に渡るため、申請者が裁定までに亡くなられることも多い。そのため、国債交付に支障が出ている。

○本市においても、煩雑な申請書の記載内容が請求者の負担になっているものと見受けられることから、見直しが必要と考える。

○【支障事例】

必要書類が多くまた項目が難解なため、請求手続きが負担になっている。

広報にて請求を促しているが、すべての対象者に確実に周知できていない。前回請求者に個別文書を発送することも困難である(前回請求者が死亡している場合、請求権を有する方を特定する事は困難であり、送付先を誤ると親族間のトラブルになりかねないため)。

裁定までに時間がかかっている。受付開始当初に請求手続きをされた方は国債交付までに1年以上かかったケースもある。

【制度改正の必要性】

制度改正は必要と考える。

ただし、請求手続きの簡素化については平成29年8月22日付けで厚生労働省から県を通して事務処理等に関する意見聴取が行われており、当市として、現状・支障事例及び様式変更案に対する意見を平成29年9月21日付けで県に提出している。

○提案自治体と同様に申請手続きの複雑化による、請求者及び事務担当者双方に負担が大きくなっている。

○請求者の高齢化により、必要書類への記入が困難になっている。記入内容が複雑であるほか、文字を書くことが困難な方が多く、相当の時間を要している。書類の記載内容や記載方法などを見直し、請求者が書きやすい様式を作成することが必要である。

○請求手続きの煩雑さから、当県においても同様の支障が発生している。特に前回請求者と異なる請求者からの手続きについては、必要な添付書類も複雑であり、請求者への手戻りが少なからず発生している。

各自自治体による審査にも相当の人員と時間を要しており、請求者、自治体の両方にとって、請求手続きの簡略化は必要であると考える。

○請求手続きについて、必要書類の記入や添付が複雑であることなどから、請求者及び事務従事者ともに負担が大きい。また、手続きの複雑さが請求者の請求漏れや請求辞退者の増加に影響している。

【改善案】

①直近弔慰金の受給実績がある者について、転居により手続き窓口が前回の自治体と異なる場合、申請者の同意を取れば自治体間で申請者情報の交換を認めるようにする。

②必要書類の戸籍について、戦没者との関係や相続関係の確認として必要な情報が取得できる部分のみの添付で可能としてほしい。対象者の戸籍を全て辿って揃えるのは負担が大きく、無駄がある。

○当市でも、請求者の高齢化や手続きの煩雑さを鑑み、負担軽減のための簡素化が必要と考える。

○左記と同様の支障事例及び地域における課題、改正制度の必要性を認めている。具体的な支障例としては、明治28年3月31日以前生まれの戦没者等の父母・祖父母については、先順位者及び公務扶助料などの年金給付の受給権者の死亡を確認する戸籍の添付を省略できるが、実際は対象者の生年月日を確認するための戸籍の添付が必要になるため、請求者から苦情等が散見した。

○簡素化の案で出されている事項については、申請書類一式の中で複数回記載を求めるものであるため、申請者が高齢化する中、負担軽減の視点から簡素化すべきと考える。

○請求者にとって、現状の「請求書」や「遺族の現況等についての申立書」の記入が困難になっている。理由は、

請求者の高齢化により、本人に確認しても覚束ないことが多いこと。

請求者の高齢化により、本人が来庁できず、委任を受けた親族が手続きをするケースの方が多いが、下の世代は遺族の状況をあまり把握していないこと。

当時、年が若かった甥や姪の請求が増えているが、甥や姪は遺族の状況をあまり把握していないこと。

このため、空欄の多い状態で県へ送達するが、書類整備依頼が帰ってくると、請求者は、親類に聞き回ったり、親類から戸籍を取り寄せたり等の労力を費やしており、裁定までの期間も長期化している。

これまでの請求で収集できている情報は、できるかぎり記載事項を省略すること。

○遺族の高齢化を踏まえ、請求手続きの簡素化が必要。

○①請求受付について

請求者が高齢で子等の請求者以外の者が手続きに来ることが多く、戦没者等の情報をよく把握していないため、請求書や現況申立書の記入が困難な場合があり対応に苦慮している。

戸籍書類の網羅的な取得について困難を感じる請求者が多く、苦情につながる場合もある。

②書類の補正について

受付から1～2年後に書類の補正依頼が来るなど、審査時間がかかりすぎていることが課題である。補正依頼については市町村を通さず、裁定都道府県が直接申請者へ依頼するなど、対策が必要。

○前回受給者へ個別案内を行うとともに、広報紙により請求を促したが、対象者の高齢化や死亡、転居等により周知が困難である。また、順位変更による新たな申請の場合等、同順位対象の遺族数が多いと、戸籍等の必要書類を揃えるだけでもかなりの時間と労力を要する。さらに、必要書類の記入が多いことやマイナンバーの記入が必要になったことで請求者の負担が大きくなった。

前回受給者であっても、請求までの負担の大きさから請求辞退をされる方がおられた。

今後、第10回と同じ方法での請求となると、請求辞退者の増加等の懸念がある。

○簡素化することにより、請求者の負担軽減、各自治体における事務処理の効率化、迅速化にもつながる。これにより請求者への通知及び国債交付時期を早めることができ、請求者の不安解消につながることを期待されると考える。

【参考】

第十回特別弔慰金の請求受付件数：約5,900件

○戦没者等の特別弔慰金について、請求手続きに必要な書類の記入が複雑であることに加えて、申請後に国債が発行されるまでに1年以上かかっているため、申請者からの苦情が多い現状である。

(申請者の居住地で受付をし、都道府県に進達された書類は、その後本籍地の都道府県に送付し、その都道府県により審査・裁定が行われ、裁定後、裁定通知書が都道府県を経由して市に送付される経緯が必要であるため)

申請者が高齢者ということもあり、その心情や国が弔意を表すための制度であることを考慮し、申請書類の簡素化に加えて、申請後少しでも早く国債を渡すことが必要であると考えます。

また、第十回特別弔慰金については、審査にかなりの時間を有し、国債発行までにかかなりの時間がかかったこともあり、次回の特別弔慰金については、審査に時間がかからないよう配慮が必要である。

各府省からの第1次回答

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、戦没者等の遺族に対し国として弔慰を示す観点から特別弔慰金を支給するもの。

そのため、支給(裁定)事務においては、

- ・ 戦没者との血縁関係の確認
- ・ 支給対象者が多岐に渡り、かつ、その中で支給順位が明確に定められていることから、先順位者の有無の確認
- ・ 生計関係の確認が必要となる場合はその確認

等を行うことが重要となるため、関係する資料につき請求者から提出を受けているところ。

他方で、遺族の高齢化等を踏まえ、提案自治体がお示しのとおり、平成27年3月に参議院厚生労働委員会の附帯決議において、「特別弔慰金の支給に当たっては、遺族の高齢化等を踏まえ、手続の簡素化に努める」とこととされたところ。

今回の特別弔慰金の請求期限が平成30年4月2日に到来し、現在は請求期間外であるが、当該附帯決議を受け、次回の特別弔慰金支給事務が開始される平成32年度を目途に簡素化できる記載欄等の検討を行っているところであり、今回のご提案も踏まえ、引き続き請求書類における各記載欄の必要性の精査を行い、改正後の様式で平成32年度の支給事務を開始できる時期までに一定の結論を得る予定。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

追加共同提案団体における支障事例や提案を踏まえ、請求書類の見直しを含めた手続きの簡素化を可能な限り行っていただくようあらためて要望する。

特に、提案時に簡素化の案として提示した、一部記載欄の廃止や選択式への変更はぜひ実現されたい。

また、回答の中で、「次回の特別弔慰金支給事務が開始される平成32年度を目途に簡素化できる記載欄等の検討を行っているところであり、今回のご提案も踏まえ、引き続き請求書類における各記載欄の必要性の精査を行い、改正後の様式で平成32年度の支給事務を開始できる時期までに一定の結論を得る予定」とあるが、次回の特別弔慰金支給事務の開始直前に改正された場合、地方公共団体において、受付準備に混乱が生じる恐れがあり、地方公共団体において前回からの改正内容を十分に理解する期間を確保する必要があるため、平成30年度中に簡素化できる記載欄等の検討に係る結論を得るようにしていただきたい。そのうえで、より具体的なスケジュールや、検討方法についての明示を早期にお願いしたい。併せて、その検討過程においては、請求受付窓口となる市町村の意見聴取ができるよう御配慮願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【宮崎市】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

今回の提案も踏まえて書類記載欄等の必要性の精査を行うと見解をいただいた。平成32年度を目処に早期のご検討をお願いしたい。

【練馬区】

事務簡素化の必要性については理解いただけているものと思うが、記載欄のほか添付書類等についても、十分に簡素化の検討をしていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

平成29年度に実施した都道府県(市区町村含む。以下同じ。)へのアンケート及び意見交換会の内容を踏まえ、厚生労働省において様式簡素化の可能な箇所を検討する予定です。

なお、市区町村は受付等の事務、都道府県は審査裁定の事務と、その担う役割の性質が異なることから、市区町村と都道府県間でも意見の相違が見られるところですが、検討に当たっては、第1協議の際に回答申し上げたとおり、

- ・ 戦没者との血縁関係の確認
- ・ 支給対象者が多岐に渡り、かつ、その中で支給順位が明確に定められていることから、先順位者の有無の確認
- ・ 生計関係の確認が必要となる場合はその確認

等を行うことが重要であり、項目の精査を慎重に行う必要があることをご理解いただければと存じます。

他方、提案自治体の見解のうち「支給事務の開始直前に改正された場合、地方公共団体において、受付準備に混乱が生じる恐れがあり、地方公共団体において前回からの改正内容を十分に理解する期間を確保する必要がある」とのご意見を踏まえ、平成30年度中に「検討の方向性(案)」をお示しさせていただく予定です。

なお、その後のスケジュールとしては、「検討の方向性(案)」の提示以降、ご意見等を踏まえ都道府県向けの事務処理マニュアル案を作成・提示し、その後、省令改正及び都道府県への説明会を実施する予定です。

6【厚生労働省】

(22) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭 40 法 100)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金については、遺族の高齢化等を踏まえ、請求手続を簡素化する方向で検討し、2018 年度中に検討の方向性を示した上で、2019 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

38

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

企業主導型保育事業の開設に係る手続きについて

提案団体

京都市、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育所や小規模保育事業の認可については、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいての需給調整が認められているが、企業主導型保育事業は制度上認可外保育施設であり、この需給調整の対象とはならない。地域のニーズ調査等に基づき策定している事業計画との整合性を図り、有効かつ効率的に整備を進めること、また既存の保育園や企業主導型保育事業所が安定的に運営できる必要があることから、企業主導型保育事業の開設に当たり、「地域枠」を設ける際には、自治体へ事前協議を行うようにされたい。

具体的な支障事例

企業主導型保育事業は認可外保育施設であることから、市への法的手続きは事業開始後に開設届を提出するのみであり、事前に関与することが困難な制度設計となっていることから、「市町村・子ども子育て支援事業計画」において、保育の量の見込みがなく、定員割れの園が多数生じている区域においても地域枠定員を設定した企業主導型保育事業所が開設され、保育提供体制の供給過剰状態を助長する例が生じるなど、需要(自治体)と供給(事業者)のミスマッチが生じている。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- (1) 企業主導型保育施設の設置に前向きな事業者(供給)と、保育施設の不足する地域への整備に悩む自治体(需要)とのミスマッチを防ぐ。
- (2) 事前に設置者と協議を行うことで、地域の保育供給量をよりの確に把握することができ、効率的に事業計画を策定・推進することができる。

根拠法令等

企業主導型保育事業費補助金実施要綱 第3の2の4(1)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

いわき市、豊田市、池田市、山口県、高松市

○既存の認可保育所等のすぐ近くに企業主導型保育事業所が建設された場合、市内に待機児童が発生しているものの、認可保育所等と企業主導型が近接している部分だけは空きが生じることも想定されるため、企業主導型保育事業所を開設する場合に「地域枠」を設ける場合には自治体へ事前に協議するようにすべきであると考え。

○自治体が整備した地域に、地域枠定員を設定した企業主導型保育事業所が開設され、需要(自治体)と供給

(事業者)のミスマッチが生じることがある。

○「平成30年度企業主導型保育事業の募集について(児童育成協会)」においては、申請に当たっての注意事項が設けられ、地域枠を設定する場合、当該地域の保育ニーズを踏まえた設定とする観点から、地方公共団体に相談に行くことを促している。このことにより、本市にも申請に先立って相談に来る事業者がいるが、すべての事業者が事前相談に来ているかどうかは不明であるため、地域の保育供給量を的確に把握するため、事前相談の機会を設けることは望ましい。

○現在でも協議とは言いながら、あくまでも助言であり、期待する効力は無いと思われる。また、事業計画は支給認定(2号、3号(0歳及び1、2歳別))で「確保の内容」を設定するものの、企業主導型保育事業については、年齢別の定員設定までは求められておらず、事業計画で「確保の内容」に含める場合に苦慮している。

○制度上、市町は企業主導型の創設に関与できないため、供給過剰となる地域が生じる等支障がある。

各府省からの第1次回答

企業主導型保育事業は、事業主拠出金を財源として、企業における従業員の仕事と子育ての両立支援の推進を図る観点から、企業が主体となって事業を実施しているが、事業の円滑な実施のためには、自治体とも連携しつつ取り組まれることが望ましいと考えており、平成30年度の募集においては、地域枠を設定する予定の事業者は、当該地域の保育ニーズを踏まえた設定とする観点から、地方公共団体に相談に行くこととしており、これを申請要件としている。

従って、本件については既に措置済みであると考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本市が以前から提案していた事前協議について、今般措置されたことについて、感謝を申し上げます。

企業主導型保育事業の開設に当たり地域枠を設定する場合には、企業から地方公共団体に事前協議を行うことが申請要件となったが、この「協議」について、国からの指針(ガイドライン)が示されておらず、各自治体での対応に任されている状況である。そのため、自治体により事前協議の内容が異なっている実情があり、また、本市としてもどこまで具体的な中身について助言できるのか、試行錯誤しながら対応しているところである。

事前協議のルールにより、地域における保育の需要と共有のバランスが整うことが望ましい姿であるため、その観点において、国において自治体が助言すべき内容の具体的な指針を示していただくとともに、自治体の助言内容が児童育成協会における企業主導型保育事業の助成決定の審査に反映されるなど、実効性のある仕組みの創設に向けて、引き続き、検討いただくよう、願います。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【山口県】

平成30年度より地方公共団体に相談に行くこととされたところであるが、制度上、市町は企業主導型の創設に関与できないため、供給過剰となる地域が生じる見込みである。「地域枠」の設置の可否に関与できる形での事前協議ができるようにすべきである。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

所管府省からの回答が「既に措置済み」となっているが、根拠を明らかにして十分な周知を行うべきである。

【全国市長会】

周知を徹底すること。

各府省からの第2次回答

第1次回答の通り、平成30年度の募集においては、地域枠を設定する予定の事業者は、当該地域の保育ニーズを踏まえた設定とする観点から、地方公共団体に相談に行くこととしており、これを申請要件としている。従って、本提案内容については既に措置済みである。

なお、地方公共団体への相談を申請要件とすることについては、平成30年5月15日付け事務連絡「企業主導型保育施設の設置に係る企業等からの相談について」により、各地方公共団体宛て周知を図ったところ。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

—

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

40

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

飼い主登録を徹底するための登録窓口の一元化

提案団体

徳島県、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県

制度の所管・関係府省

厚生労働省、環境省

求める措置の具体的内容

飼い主登録の徹底を図るため、市町村、AIPO(動物ID普及推進会)の他、任意団体等が窓口となっている飼い主登録について一元化を行う。

具体的な支障事例

環境省が推進するマイクロチップによる登録と、厚生労働省が所管する狂犬病予防法に義務づけられる犬の登録制度については、二重登録制度となっており、双方の推進の妨げとなっている。
特に、申請者である飼い主からすれば、狂犬病の登録、マイクロチップの装着のため、それぞれの窓口で登録する必要があり、それぞれで手数料を負担しており、申請者の事務負担・費用負担の観点から非効率である。
(参考)犬の登録手数料 3,000 円、狂犬病予防注射 3,000 円、マイクロチップのデータ登録料 1,000 円(チップ装着代等は別)
マイクロチップデータの登録については、狂犬病法第4条に基づく登録原簿への記載にデータに新たに一つデータを追加することで対応できると考えられ、市町村側の負担も少ないと思われる。
また、登録窓口が一元化され、所有者明示と狂犬病予防接種が推進されることで、例えば盗難された犬や迷子の犬が保護された際、その犬のマイクロチップの登録情報から狂犬病予防接種の状況が確認できたり、仮に狂犬病の犬が保護された場合、当該犬の所有者の居住地から、当該地域における速やかな予防措置に取り組むことができたりするなど、県としての広域的な狂犬病予防対策にもつながる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ・飼い主登録が徹底されるとともに、登録制度の合理化が図られる。
- ・飼い主の費用負担が軽減される。

根拠法令等

狂犬病予防法第4条
動物の愛護及び管理に関する法律第7条
動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について
(平成18年1月20日環境省告示第23号)第4(2)イ

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、新潟市、神山町、高松市

○飼養される犬のうち小型犬が占める割合が増えたため、室内飼いが増加している。未登録犬の発見が困難であるため、狂犬病予防法の登録の義務が形骸化する恐れがある。任意団体でのマイクロチップの登録と、狂犬病予防法による登録が一元化されれば、未登録の防止と、犬の逸走時や狂犬病が疑われる事例が発生した場合の初期対応に効果があると考えられる。またマイクロチップは、複数の団体が管理している現状では効果が薄く、少なくとも横断的に検索できる仕組みづくりが必要と思われる。

○厚生労働省が所管する狂犬病予防法に基づく犬の登録制度と、環境省が推奨する犬へのマイクロチップ装着は、どちらも犬の所有者を明らかにするための手段であるが、犬の所有者にとっては2重の措置となり、過分の負担をかけている。このことを踏まえ、所有者登録を推進するためには、狂犬病予防法が定める鑑札に代わるものとして、マイクロチップを定め、その情報を管理するルールを設けることが必要である。

○各市町村で使用される犬の登録等のデータは、業者が構築したシステムで管理していることが多く、登録項目を1つ増やすだけでも仕様変更となり、それに伴う費用が生じる可能性がある。また、登録や注射の受付を委託している獣医師会においても、登録等データを独自のシステムで管理していることが多く、同様の支障が生じると思われる。現在、登録等データは各々のシステム等で管理しており、転入や転出があれば、文書により登録等情報を送付しあっている。マイクロチップ等の登録窓口を一元化するのであれば、データシステムについても国で一元化を行うことで、各市町村におけるシステム等の管理や、登録等のデータを市町村同士でやり取りすることはなくなるため、事務負担や費用負担が激減する。また、市町村に限らず、都道府県や警察等からもそのシステムで照会できるようにすれば、迅速に犬の所有者を発見することが可能となり、効率化が図ることができる。

○飼い主の負担を軽減することによって、所有者明示が推進され、県に引き取られた犬猫の飼い主への返還率が向上する可能性が高くなるという効果が期待できる。

○放浪犬を捕獲した際に、鑑札を装着しているケースはほとんどなく、飼い主の特定が困難なことが多い。マイクロチップの装着を含めた飼い主登録が徹底されることにより、迅速に飼い主の特定を行うことができる。

各府省からの第1次回答

犬等のマイクロチップの情報登録については、動物の所有明示を図る観点から、民間団体によって任意で行われています。一方、犬の狂犬病予防法に基づく登録については、狂犬病の発生の予防及びまん延の防止の観点から、狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)上の義務として行われています。

狂犬病予防法に基づき義務化されている登録の窓口(市町村)と任意の形で行っているマイクロチップによる情報登録の窓口(民間団体)の一元化については、飼い主の個人情報等の取扱いが関係することから、法的根拠等が必要です。

自民党どうぶつ愛護議連マイクロチップPTにおいて、平成30年4月にマイクロチップ装着・情報登録制度の骨子を取りまとめられ、マイクロチップ登録手続きのワンストップサービスに向けて今後検討していくこととしているところであり、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号。以下「動物愛護管理法」という。)の前回(平成二十四年)改正時の附則第14条に基づき、犬等のマイクロチップの装着に関する情報登録等の義務化について検討していきます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

市町村で行う犬の登録は個人情報を含み、マイクロチップの登録も個人情報を含みます。市町村で行う犬の登録は、狂犬病予防法に係る義務とされており、また、マイクロチップの個体識別番号は、動物愛護管理法において所有者明示の観点から必要とされています。動物愛護管理法における所有者明示をマイクロチップの装着として義務化が検討されている中で、狂犬病予防法における登録番号にマイクロチップの個体識別番号を記載すると、登録および窓口の一元化が図られると考えます。また、鑑札について、マイクロチップに置き換えが可能と考えられ、紛失のおそれもなく所有者の確認ができるとともに、逸走した場合は、速やかに飼い主へ返還できます。さらには、市町村が管理することで、災害時や狂犬病発生時に、犬の所在と頭数の把握が容易になることが考えられます。こうした利点があることから、今後マイクロチップについては、所有者明示の観点から犬等について義務化し、管理する必要があると考えます。

動物愛護管理法の前回改正時の附則第14条に基づき、「マイクロチップの装着に関する義務化について検討していきます」とございますが、国民(飼い主)の負担軽減、自治体等の事務処理の効率化の観点から狂犬病予防法に基づく登録の窓口(市町村)と、任意の形で行っているマイクロチップによる情報登録の窓口(民間団体)の一元化を含め、その後の義務化についての具体的な進捗状況及び今後の検討スケジュールについてお示しいただきたく存じます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

なお、国においては飼い主登録窓口の一元化に係る抜本的な取組を図られたい。

各府省からの第2次回答

自民党どうぶつ愛護議連マイクロチップPTにおいて、平成30年4月にマイクロチップ装着・情報登録制度の骨子を取りまとめられ、マイクロチップ登録手続きのワンストップサービス、鑑札装着の代替措置として、マイクロチップ装着を認める方向で今後検討していくこととしているところです。動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)については議員立法による改正を前提とした検討が進められていると承知しており、現時点での改正スケジュールについて回答することはできません。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(23)動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105)

狂犬病予防法(昭25法247)に基づき市区町村が行う犬の登録(同法4条)の窓口事務及びマイクロチップによる情報登録の窓口事務の一元化については、犬の登録手続及びマイクロチップ登録手続のワンストップサービス化、並びに鑑札装着の代替措置としてのマイクロチップ装着について検討されている動物の愛護及び管理に関する法律等の改正の検討状況を踏まえ、その具体的な運用方法を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:環境省)

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

47

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後健全育成事業に係る放課後児童支援員の資格要件の対象者の拡大

提案団体

うるま市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

放課後児童支援員の資格要件に、沖縄県(各都道府県)の基準を満たす旨の証明を有している認可外保育施設で2年以上従事している場合であれば、実務経験を必要とする資格要件の対象者として認められるよう明確化して頂きたい。

具体的な支障事例

放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の職員については、準国家資格である「放課後児童支援員」の資格が設けられ、1単位ごとに2名の支援員を配置する必要があるが、支援員の資格要件として、保育士、社会福祉士、幼稚園や小中学校の教諭資格などの有資格者、高等学校卒業者等であって児童福祉事業に2年以上従事した者、高等学校卒業者等であって放課後児童健全育成事業に類似する事業に2年以上従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの、が定められている。
この、「児童福祉事業」又は、「放課後健全育成事業に類似する事業」の定義が不明確なため、県の基準を満たしている認可外保育所で従事している者が対象となるか判断できないため、新たに人材を確保している状況である。
沖縄県の実情として、戦後の福祉事業の遅れから、学童クラブを含めた保育事業を民間である認可外保育施設等で実施してきた経緯があり、施設を新增設する民間事業所が増えてきていることから、学童クラブのニーズの高まりに対応するには、沖縄県特有の児童福祉行政を踏まえた放課後児童対策を講じる必要があると考え

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

認可外保育施設での実務経験者を人材として有効的に活用することができる。また、民間の放課後児童クラブにおいて新設クラブの開設や拡充をする際も、人材確保が見込めるため、円滑に新增設を行うことが可能となる。

根拠法令等

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

高松市、高知県、沖縄県

○放課後児童クラブには2人以上の支援員(1人を除き補助員で代替可)の配置が必要とされているため、交代

要員を含めて人員の確保が困難な児童クラブもある。資格要件の緩和ができれば、より多くの人材を活用することができ、支援員の交代要員等人員の確保が容易になる。

○本市においても、放課後児童支援員の確保については非常に苦慮しているところであり、基準に規定されている資格要件の解釈の拡大については、人員を確保する上で重要と考える。

○本県では、同一市町村内だが通勤に1時間近く要する他地域から人材を確保している等、特に中山間地域で人材が不足している現状にある。現時点では本個別事案と同様の支障事例を承知していないが、本制度が規模や周辺環境などが異なる多種多様な全国の放課後児童クラブに一律の基準を適用していることにより、様々な支障が生じている状況は見直されるべきと考える。

各府省からの第1次回答

児童福祉法第59条の2第1項に規定する保育等の業務を行うことを目的としている認可外保育所等での2年以上の従事経験がある者については、現行でも放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項第3号を適用することが考えられるが、認可外保育施設には多様な類型があることから、年末までに整理をお示ししたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○現に基礎資格者に該当する可能性のある人材がおり、支障が生じているため、早急に対応いただきたい。

○少なくとも都道府県の認可外保育施設基準を満たしている施設で従事している者については、児童福祉事業で従事している者の対象としていただきたい。

○認可外保育施設での従事経験を認める場合の事務(従事経験の証明方法等)については、市町村の裁量が認められるよう御配慮いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
所管府省は基準の解釈を整理して示すとの考えであるが、放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」については、多くの地方自治体から支障があるとの意見があり、基準の解釈について、地方自治体自ら判断できず、国の判断となるような基準については見直す必要がある。

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨や平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)を踏まえ参酌すべき基準等へ移行すべきである。

なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】
提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○本年5月に開催した第71回提案募集検討専門部会及び8月に開催した関係府省ヒアリングにおいて、貴省からは、放課後児童クラブに係る「従うべき基準」のあり方について、現行基準では地域の実情に合っていない部分があることは承知しているため、どのような方向性で見直しが考えられるかについて、精査する時間を頂きたいとの考え方が示されたところであるが、平成29年に閣議決定された対応方針の内容を十分に尊重した上で、個別の要件緩和にとどまらず、地方公共団体側の納得が得られるような「従うべき基準」の参酌化を検討するべきではないか。

各府省からの第2次回答

提案団体からの見解等を踏まえ、多様な類型のある認可外保育施設等についてどのように考えるか、年末までに整理したい。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(3) 児童福祉法(昭22法164)

(i) 放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。

なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省: 文部科学省)